

「安全・安心の未来都市」の実現に向けて（安心・協働・共生 分野） 事業評価一覧（令和3年度に実施した事業）

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
橋りょう維持修繕事業	Ⅲ-9	危機に対する体制・都市 基盤の強化	SDGs 好循環P	地域道路網のより高い 安全性・信頼性向上 円滑で機能的な道路 ネットワークの構築	市民、道路利用者	・橋りょうの耐震化・維持 修繕	計画 どおり	614,888	H13		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):橋りょうの耐震化・長寿命化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・橋りょうの耐震化を実施したほか、橋りょうの定期点検や令和元年度からの継続事業である鬼怒橋の大規模修繕工事を実施するなど、着実に長寿命化等の推進を図ることができた。 ・今後、急速に進む橋りょうの高齢化や老朽化への、更なる計画的な対応が必要になる。 <p>【②今後の取組方針:計画的な耐震化・維持修繕工事の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後は、定期点検結果を踏まえた適切な老朽化対策を実施するため「宇都宮市橋梁長寿命化修繕計画」の改定を行い、引続き都市基盤の防災性を強化するため耐震化を図るとともに、維持修繕については定期点検を着実にを行い、その結果を反映させた措置を行うなど、橋りょうの延命化対策を確実に実施していく。 	
災害見舞金等支給事業	Ⅲ-9	危機に対する体制・都市 基盤の強化		被災者へのお見舞	災害により被害を受けた市民	被災者に対する見舞金の 支給	計画 どおり	1,659	S44		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):被災者への見舞金の支給】</p> <ul style="list-style-type: none"> 火災や水害等の被災者を対象に、被害状況に応じ、迅速に見舞金の支給を行った。 <p>【②今後の取組方針:被災者への迅速な見舞金の支給】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係課と連携を図り、被災者への迅速な見舞金支給を実施していく。 	
八幡山公園急傾斜地の整備	Ⅲ-9	危機に対する体制・都市 基盤の強化		土砂災害から住民の 生命と財産を守るた めの法面整備	八幡山公園の急傾 斜地	急傾斜地崩壊防止施設 の整備	計画 どおり	258,698	H29		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):八幡山公園急傾斜地整備の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会資本整備総合交付金(防災・安全)を活用し、八幡山公園東側斜面5124㎡の法面工事を実施し、土砂災害警戒区域の安全対策が進捗した。 <p>【②今後の取組方針:国庫補助金の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 着実な傾斜地の整備を推進するため、県などの関係機関と協議調整を図りながら、確実な財源確保に取り組み、早期の事業完了を目指す。 	
ビジネスPCR等検査事業	Ⅲ-9	危機に対する体制・都市 基盤の強化		・感染症対策と経済 活動の両立	市内事業所	・新型コロナウイルス感染 症に係る検査を受ける費 用を補助する。	計画 どおり	16,826	R2		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):補助事業の拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の対象となる活動について、社会機能維持者である濃厚接触者の待機期間の短縮のための検査等を対象に加えるとともに、1事業者当たりの上限額の拡充を図ったことにより、事業所における感染拡大防止が図られた。 <p>【②今後の取組方針:継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策と経済活動の両立を図るため、引き続き、補助事業を実施する。 	
ブロック塀等安全対策補助金	Ⅲ-9	危機に対する体制・都市 基盤の強化		ブロック塀等の安全 対策の促進	一般通行の用に供 する道路等に面する 一定の高さを超える 塀の所有者等	撤去、補強改修・再築費 用の一部補助	計画 どおり	15,674	H30		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):普及啓発の実施及び補助制度の拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀等の安全対策については、全自治会回覧や広報紙、ダイレクトメール等により広く周知を行った。 ・特に、通学路においては、令和2年度のブロック塀等の実態調査結果のフォローアップとして、危険性の高いものから、再調査を実施するとともに、戸別訪問による安全対策への周知を行った。 ・また、ブロック塀等の改修促進を図るため、令和3年度からブロック塀等の再築費用を補助対象としたほか、戸別訪問やダイレクトメール等による補助制度の周知強化の取組により、補助制度の利用促進に繋がった。 <p>【②今後の取組方針:補助制度の周知強化・普及啓発の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 実態調査結果に基づき、危険性の高いブロック塀等の所有者に対して、拡充した補助制度を活用できるよう、ダイレクトメールの送付や職員による戸別訪問など普及啓発を強化する。 	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
無電柱化の推進	Ⅲ-9	危機に対する体制・都市 基盤の強化		防災や安全な交通環境の確保、良好な景観形成を図るため、電線類の地中化等による無電柱化を計画的に推進するもの	宇都宮市管理道路	・防災性の向上に資する緊急輸送道路等の重点路線の無電柱化 ・無電柱化推進計画の策定	計画 どおり	12,943	R1		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):無電柱化整備の実施及び「宇都宮市無電柱化推進計画」の策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宇都宮日光線(一条)について、電線共同溝築造などの無電柱化に向けた工事を進めた。 ・宇都宮日光線外(小幡・清住)について、宇都宮日光線及び塙田平出線の電線共同溝に係る予備設計を実施した。 ・全国的に相次いだ災害時に、倒壊した電柱が救助活動や復旧活動の妨げとなったことから、本市において無電柱化を更に進めるため、これまでの無電柱化の取り組みに加え、緊急輸送道路や観光拠点の主要道路などを重点に進めることや、様々な整備手法の検討、関係者との連携強化などを図る「宇都宮市無電柱化推進計画」を策定した。 <p>【②今後の取組方針:無電柱化整備及び「宇都宮市無電柱化推進計画」の計画的な推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、宇都宮日光線(一条)の無電柱化整備を推進する。 ・宇都宮日光線外(小幡・清住)について、土地区画整理事業地内の宇都宮日光線及び塙田平出線の電線共同溝に係る詳細設計を行う。 ・「宇都宮市無電柱化推進計画」を踏まえ、防災性の向上や安全・円滑な通行の確保、良好な景観形成による魅力向上などに資する道路の無電柱化について、国・県と連携しながら、計画的・効率的に進めていく。 	拡大
感染症検査事務	Ⅲ-9	危機に対する体制・都市 基盤の強化		感染症対策に係る行政指導に必要な検査データを提供し、関係課の業務を科学的根拠により支援する。	・感染症対策所管課	・感染症のまん延防止に資する検査の実施とデータ提供	計画ど おり	15,962	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):感染症検査の項目拡充及び精度の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生環境試験所運営計画(令和2年度～6年度)に基づき、薬剤耐性アシネトバクター等の薬剤耐性菌及び感染性胃腸炎(ロタウイルス)に関する検査項目を拡充するとともに、全国的に感染拡大している新型コロナウイルス感染症について、クラスター発生時等の検査を迅速かつ正確に実施するなど、依頼課の感染症対策を円滑に支援できた。また、新型コロナウイルスの変異株PCR検査やゲノム解析法を確立し、検査精度の向上を図るとともに、陽性者のウイルス排出量やウイルス株の遺伝学的特徴について調査し、成果を発表するなど、調査研究を推進した。 ・新型コロナウイルス感染症については、ゲノム解析により新たな変異株の迅速かつ正確な探知やウイルス株の流行状況の把握が可能となったことから、感染伝播の追跡やクラスター発生要因の解析等、ゲノムデータの更なる有効活用が必要である。 <p>【②今後の取組方針:試験検査の充実及び職員の資質向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策に係る行政指導に必要な検査データを円滑に提供できるよう、衛生環境試験所運営計画(令和2年度～6年度)に基づき、感染性胃腸炎(アデノウイルス)について検査項目の拡充を図るとともに、ゲノム解析等に必要な専門的な知識や技術をもつ人材を育成し、新たな検査技術に対応していく。 ・新型コロナウイルスなどの感染症について、患者情報と併せた検査データの分析・評価を行うことで、疫学調査を科学的に支援していく。 	
ICTを活用した情報収集伝達体制の整備	Ⅲ-9	危機に対する体制・都市 基盤の強化		防災・減災対策の強化	・市民 ・来訪者 ・ホームページ閲覧者	・災害時等の迅速かつ正確な情報提供・収集 ・防災・災害に関する情報提供の多重化	計画ど おり	10,711	H23		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):防災ラジオの購入手続きの見直しと新システムの導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難情報等が自動的に配信されるプッシュ型の情報伝達手段として、広報紙や出前講座のほか、自治会回覧によるチラシ配布などにより、登録制の防災情報メール、防災ラジオの普及促進を図るとともに、申込や手続き等を自ら行うことが困難な方でも購入できるよう、代表者への委任による、とりまとめ販売対応を開始した。 ・世界的な半導体不足の影響で防災ラジオの販売が一時休止中であり、今後も在庫の確保が不安定であることから、休止・再開については、その都度、速やかに市民に周知する必要がある。 ・被災者支援を迅速かつ円滑に実施するため、「被災者台帳管理システム」を導入した。 <p>【②今後の取組方針:登録制防災メール、防災ラジオのさらなる普及促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の適切な避難行動につながるよう、様々な情報伝達手段によって災害情報を発信していくとともに、市民が災害時に必要な情報を確実に入手できるよう、複数の情報収集手段を確保しておくことの重要性について、引き続き、周知・啓発を図っていく。 	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
職員の危機対応能力の向上	Ⅲ－9	危機に対する体制・都市 基盤の強化		総合的な危機管理体 制の充実	市職員	市職員の危機対応能力 の向上のため、研修や訓 練を開催	感染症 の影響 による 変更	0	H19	独自性 先駆的	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：研修・訓練のオンライン化、地域との連携強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修や訓練については、感染拡大防止の観点から、参集型ではなくオンラインで行うなど、開催手法を工夫しながら実施することで、危機対応に係る実効性の確保を図った。 ・施設管理者や地域の自主防災組織等と行う打合せ(実地研修)については、避難所運営の中心を担う職員のみ参加としていたが、令和3年度からは、運営職員全員が参加できるよう見直し、地域とのさらなる連携強化を図った。 ・接触機会が伴う実技型の研修や庁内システムを活用した合同訓練など、オンライン化が困難な研修・訓練についても、感染症対策を講じつつ、効果的に実施する方法を検討する必要がある。 <p>【②今後の取組方針：効果的な研修・訓練の継続的な実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症の影響により、延期・中止となった研修や訓練については、感染状況に十分配慮しながら、国・県の示す感染対策等を参考に、開催手法等を工夫するなど、継続して実施していくことで更なる危機対応力の向上を図っていく。 	
総合防災訓練	Ⅲ－9	危機に対する体制・都市 基盤の強化		総合的な危機管理体 制の充実	・市民(自主防災 会、自治会、学生、 ボランティアなど)、 防災機関(自衛隊、 警察など) ・事業者(協定締結 企業など) ・協定締結自治体	市民や防災機関などが参 加する防災訓練の実施	感染症 の影響 による 変更	1,479	S61		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：関係機関との連携体制の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合防災訓練は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施日直前で中止としたが、開催準備にあたり、防災関係機関や地域と複数回打合せを行うなど、災害対応に係るそれぞれの役割についての共通認識・共通理解を深めるとともに、関係機関との連携体制の確保を図ることができた。 ・総合防災訓練は2年連続で中止としており、訓練内容や実施方法等の工夫が必要である。 <p>【②今後の取組方針：関係機関との連携強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症の流行下においても実施できるよう、訓練項目の見直しや参加者の絞り込みを行うなど、継続的な訓練の実施と感染拡大防止との両立を見据えた訓練プログラムを計画するとともに、訓練を通して、防災関係機関との連携強化を図っていく。 	
防災知識の普及啓発	Ⅲ－9	危機に対する体制・都市 基盤の強化		防災・減災対策の強 化	市民	防災に関する知識の普及 啓発を図るため、冊子の 配布や出前講座の実施	感染症 の影響 による 変更	0	H25		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：出前講座などによる防災知識の普及・啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響で出前講座の実施回数や人数が減ったものの、実施の際には感染症対策として人数を制限し、2回に分けて実施するなど工夫したほか、ホームページや広報紙、「わが家の防災マニュアル」などを活用し、災害種別に応じた適切な避難のあり方や「マイ・タイムライン」の作り方などを、市民に周知することにより、継続的に防災知識の普及・啓発を行った。 ・洪水、土砂、内水等、災害リスクごとにハザードマップがそれぞれ存在するなど煩雑化しており、地域におけるハザードエリアとともに、取るべき避難行動について、分かりやすく周知する必要がある。 <p>【②今後の取組方針：統合型ハザードマップの作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度は、「わが家の防災マニュアル」の防災情報ページと、各種ハザードマップをまとめた統合型ハザードマップの作成を予定しており、「自助」「共助」を促す効果的な紙面を作成し、市民の防災知識の向上を図る。 	
防災備蓄整備事業	Ⅲ－9	危機に対する体制・都市 基盤の強化		防災・減災対策の強 化	市民	災害による避難者が必要 とする食料や生活必需品 等を整備	計画 以上	23,862	S61		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：備蓄物資の充実強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第2次防災備蓄調達計画」に基づき、食料・生活必需品等の備蓄を計画的に行った。 ・感染症対策に効果的なフンタッチ式パーティションを新たに備蓄計画に位置付けるなど、56品目であった備蓄品を64品目に拡充するとともに、今後調達を予定している備蓄品目及び数量等の見直しを行った。 ・発災後、速やかに物資を供給できるよう、防災備蓄庫のほか、避難所となる学校などへの分散備蓄を進めており、煩雑化する各備蓄品の管理・更新を適切に実施する必要がある。 <p>【②今後の取組方針：計画的な備蓄品の確保と防災備蓄庫の適正管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、計画的に備蓄品を調達・更新していくとともに、防災備蓄庫の適正管理に向け、既存システムの活用も含めた効果的な管理方法を検討していく。 	拡大

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
宅地耐震化推進事業	Ⅲ-9	危機に対する体制・都市 基盤の強化		大規模盛土造成地の 大地震時における安 全性の確保	・市民(宅地所有者) ・公共施設の管理者	・大規模盛土造成地の 変動予測調査(2次スク リーニング・モニタリ ング) ・宅地造成等規制法に 基づく区域の指定	計画 どおり	61,413	H29		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):大規模盛土造成地の変動予測調査等】 令和2年度に早期に詳細な調査が必要と判断した3箇所の大規模盛土造成地について2次スクリーニングを実施した結果、3箇所とも大地震時の滑動崩落を防止するための工事が必要と判断したため、すみやかに対象地域周辺の住民へ周知を行い、宅地造成等規制法に基づく造成宅地防災区域を指定した。</p> <p>【②今後の取組方針:大規模盛土造成地の滑動崩落防止工事(詳細設計)】 ・造成宅地防災区域に指定した3箇所における滑動崩落防止工事の早期完了及び区域指定の解除に向け、各盛土における最適工法の選定や工事数量、工事費の算出等を目的とした詳細設計業務に取り組む。 ・滑動崩落防止工事は大規模ゆえに多額の費用を要することから、令和5年度の工事着工を目標に、国や県と調整を行いながら、国庫補助等を最大限に活用した予算の確保に取り組む。 ・3箇所以外の盛土については、専門業者や職員によるモニタリングの結果、滑動崩落を示唆する変状等は確認されなかったため、引き続き、令和4年度以降もモニタリングを実施していく。</p>	
感染症の発生・蔓延防止対策(新型インフルエンザ等対策含む)	Ⅲ-9	危機に対する体制・都市 基盤の強化		・健康危機管理能力の 向上 ・健康危機に関する 関係機関との連携強 化 ・新型コロナウイルス 感染症の感染拡大防 止	感染症患者及びその 接触者、感染症に 感受性のある市民	・感染症に感染した可 能性のある者への健康 診断勧告 ・病原体に汚染された 恐れのある場所の消 毒 ・新型インフルエンザ 等に対する医療体制等 の整備を図るため、 関係機関との連絡 会議を開催	計画 どおり	131,459	H11		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):感染症のまん延防止】 ・新型コロナウイルス感染症の感染者の早期発見のため、新たな変異株の発生動向を注視しながら、1日当たり1,300件を超える検査が可能な体制を確保するとともに感染の早期封じ込めのため、県外往来者を対象とした個人向けPCR検査や、夜間の来訪者に人気の中心部エリアの飲食店従業員向けスポットPCR検査など、感染状況に応じた必要な検査を実施したことにより、感染者を早期に発見することができた。 ・高齢者施設や病院等入所施設において陽性者が発生した場合には、県と連携し、県発生施設支援チームを派遣し、施設入所者及び職員の検査やゾーニング等の感染防止対策の指導等を行うなどにより、感染を早期に封じ込めることができた。 ・また、自宅療養者の安全性の確保のため、入院医療機関と連携した毎日のオンラインによるカンファレンスを実施し、患者の症状に応じたトリアージ等により、患者の適切な入院につなぐことができた。 ・その他の感染症対策として、腸管出血性大腸菌の患者や家族等の対応を迅速に行うほか、社会福祉施設における感染性胃腸炎の集団発生の調査・指導を行うことにより、感染症のまん延防止が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針:正確な情報把握と関係機関との連携強化】 ・新型コロナウイルス感染症を含めた感染症の拡大とまん延の防止を図るため、今後新たな変異株が生じた場合においても、必要となる検査体制を整備し、引き続き、迅速に検査を実施するとともに、庁内関係各課や栃木県、市医師会等の外部の関係機関と連携を図りながら、感染の状況の分析及び必要な対策を着実に実施する。 ・その他の感染症の発生についても迅速に対応し、患者の医療の確保や、必要に応じて、接触者の健康診断を確実にを行い、感染予防について指導することで、感染症のまん延の防止に努める。</p>	
感染症発生動向調査事業	Ⅲ-9	危機に対する体制・都市 基盤の強化		・健康危機に関する 情報の収集・提供 ・健康危機に関する 関係機関との連携強 化	市民, 医療機関, 県, 国	・感染症法に基づき、 医師から感染症の報 告を受け、県及び国 へ報告する。 ・市内の感染症流行 状況を解析し、医師 や市民に対し、患 者発生状況や予防 策等の情報をホー ムページ等を利用 して迅速に提供す る。	計画 どおり	1,349	H11		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):感染症発生動向の把握及び周知】 ・発生動向調査を実施したことにより、感染症の発生動向を迅速に把握することができ、医療機関や市民に対して、有効な情報発信ができた。</p> <p>【②今後の取組方針:感染症発生動向の把握及び継続周知】 ・健康危機に関する情報の収集・提供を図るため、引き続き、衛生環境試験所と連携し、感染症の発生動向調査を実施し、ホームページで最新情報を提供することにより、医療機関や市民に対して感染症に関する最新の情報を提供する。</p>	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
急傾斜地対策費	Ⅲ-9	危機に対する体制・都市 基盤の強化	SDGs 好循環P 戦略事業	土砂災害の未然防止 及び緊急時における 迅速な避難	・市内全域の急傾斜 地崩壊危険区域に 居住する市民	・県施工の崩壊防止事業 の促進 ・防災訓練等の実施	計画 どおり	13,439	S47		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：急傾斜地崩壊危険区域の防災性の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合治水・雨水対策推進計画における「備える」取組を推進するため、6月に「土砂災害・全国統一防災訓練」の一環として、旧河内地区の急傾斜地崩壊危険箇所周辺において、住民参加(30名)による実践的な防災訓練と関係機関による合同点検を実施した。 旧宇都宮地区において新たな警戒区域(69箇所)が追加された事に伴い、土砂災害ハザードマップを改訂し、対象区域内の住民へ個別配布を実施するとともに、土砂災害への意識啓発を図るため、広報誌やホームページを通じて周知啓発に努めた。 土砂災害の未然防止に向け、本市が県に要望している急傾斜地崩壊危険箇所2箇所については県が整備中であるが、市民の安全安心をより早期に確保するため、県の対策のスピードアップを求めていく必要がある。 <p>【②今後の取組方針：関係機関と連携した防災対策の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も、土砂災害の未然防止及び緊急時における迅速な避難に向けた取り組みとして、急傾斜地と危険箇所を事前に把握するための「危険箇所合同点検」や、関係機関等との連携強化や市民の防災意識の更なる向上を図るための「土砂災害・全国統一防災訓練」を実施していく。 「土砂災害・全国統一防災訓練」の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の国や県、本市の対応方針等を踏まえながら、感染予防対策を講じ、密を回避しながら避難訓練や情報伝達訓練の実施に取り組む。 豪雨等による急傾斜地の崩壊から市民の生命・財産を守るため、総合治水・雨水対策推進計画の「備える」取組として、危険箇所や災害時の避難行動等に関する周知・啓発に努めるとともに、工事が必要な危険箇所の早期の事業実施を引き続き、積極的に県に要望していく。 	
公共下水道雨水整備計画の推進	Ⅲ-9	総合的な治水・雨水対策 の推進	SDGs 戦略事業	雨水幹線等の整備	公共下水道雨水排水区(市街化区域)の市民	雨水幹線等の整備	計画 どおり	0	H12		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：浸水被害の軽減】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「公共下水道雨水整備改定計画後期計画」に位置付けた越戸川6号幹線を完了させたことにより、道路冠水被害が軽減する見込みである。 放流先である流木の整備が完了していない状況により、雨水幹線の整備の進捗にやや遅れがある。 <p>【②今後の取組方針：雨水幹線の着実な整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後は、市街化区域における浸水被害の解消を図るため、浸水実績等を踏まえ、関連する河川・道路などの事業と連携し、効率的・効果的に事業を推進していく。 	
田んぼダムの普及促進(ソフト)	Ⅲ-9	総合的な治水・雨水対策 の推進		流域における田んぼ ダムの効果を見る 化や農業者のニーズ 調査等を行い、実効 性の高い実施体制の 構築を図るもの	新潟大学 宇都宮大学	姿川流域における田んぼ ダムの効果分析・都市住 民に対する意向調査に係 る共同研究費の負担	計画 どおり	7,068	R2	独自性	<p>【①姿川流域における田んぼダム効果の見える化、普及・継続に向けた課題の整理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新潟大学と共同研究を締結し、田んぼダムの効果分析を行い、田んぼダムによる浸水被害の軽減効果を見る化し、「総合治水雨水対策推進計画」の「貯める対策」の主な対策として引き続き、推進していく方向性を整理した。 宇都宮大学と共同研究を締結し、受益者である都市住民を対象にアンケート調査を行い、田んぼダムの認知度や農業者への協力意向等を把握した。 <p>【②普及拡大・取組継続に向けた対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、コンソーシアムでの意見交換を通して、田んぼダムの効果や支援策等を丁寧に説明しながら、農業者への理解促進を図るとともに、既に協力が得られた農業者が継続して田んぼダムに取り組みやすい支援等を検討する。 	
田んぼダムの普及促進(ハード)	Ⅲ-9	総合的な治水・雨水対策 の推進		河川の溢水被害の軽減 を図るため、水田に 降った雨を一時的に 貯め、河川への流出 抑制を図るもの	土地改良区、農業者	排水調整マスの設置費等 の負担	計画 どおり	121,821	R2	独自性	<p>【①土地改良区の協力に基づく目標貯留量の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに土地改良区との協力協定を締結し、現地説明会やYouTubeの公開等の理解及び普及の促進を実施し、多くの農業者の理解と協力を得た結果、単年度目標を大きく上回る貯留量を確保することができた。 更なる普及拡大に向けて、より多くの農業者の協力を得るため、引き続き、土地改良区と連携し、農業者への理解促進に取り組む必要がある。 <p>【②着実な排水調整マスの設置と更なる普及拡大に向けた農業者の理解促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度までの排水調整マス設置完了に向けて、土地改良区におけるマスの設置が、着実に進むよう支援するとともに、更なる拡大に向けて、各土地改良区に設置している「田んぼダム実施支援員」と協力し、未協力農業者に対する事業目的や支援策等の説明を丁寧に行い、協力農業者の確保及び田んぼダムの普及促進を図る。 	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
道路排水施設整備事業	Ⅲ-9	総合的な治水・雨水対策の推進	好循環P 戦略事業	道路冠水箇所の冠水軽減	市民、道路利用者	・道路排水施設の整備	計画 どおり	61,992	H15		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):被害軽減に向けた排水施設整備の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路冠水の軽減を図るため、「総合治水・雨水対策推進計画」に基づき、道路冠水箇所等において、地形や排水経路、既存排水施設など現場状況に応じた道路冠水軽減対策として、透水性舗装や浸透樹の整備などを実施した。 <p>【②今後の取組方針:庁内関係課との連携強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も、「総合治水・雨水対策推進計画」に基づき、貯める取組を推進するため、引き続き透水性舗装や浸透樹整備などの効果的・効率的な道路冠水軽減対策に取り組むとともに、現場状況に応じた軽減対策検討を実施し、対策の効果について関係機関と情報を共有していく。 	
宅地内雨水貯留・浸透施設設置の促進	Ⅲ-9	総合的な治水・雨水対策の推進	SDGs 戦略事業	市民との協働による、雨水の流出抑制と有効利用	市街化区域における一般住宅及び民間事業者や集合住宅、駐車場を所有または占有している者	雨水貯留施設等の設置に要した費用の2/3(限度額あり)を補助	計画 どおり	4,637	H14		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):雨水貯留・浸透施設設置の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置基数が前年度に比べ減少したことから、市民意識の醸成を図るため、今後も積極的に広報活動を行う必要がある。 ・令和2年度から新たに補助対象となった事業者による申請が少なかったことから、事業者に対し、より効果的な周知活動を行う必要がある。 ・また、事業者のニーズ等を把握し、制度活用の取組を検討する必要がある。 <p>【②今後の取組方針:補助制度の利用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世論調査の結果や事業者アンケート等の分析を行い、市民や事業者に向けた、より効果的な周知活動を行っていく。 ・令和2年度からの制度拡充後の取組について、総合治水・雨水対策に係る検討や、取組効果を検証し、更なる設置促進につながるよう制度の見直しを検討する。 	
準用河川等整備事業	Ⅲ-9	総合的な治水・雨水対策の推進	SDGs 好循環P 戦略事業	準用河川・普通河川のいつ水被害の解消	・流域に居住する市民、地権者	河川改修の実施・用地取得	計画 どおり	2,339,771	S47		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):いつ水被害解消に向けた計画的な整備の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合治水・雨水対策推進計画における「流す」取組を推進するため、都市部のいつ水被害の解消を効率的に図る必要があることから、準用河川のうち、越戸川バイパスについては、土地区画整理事業と連携を図りながら計画的に工事を実施した。また、新川と接続する準用河川新川江曾島調節池の供用を開始した。 ・普通河川については、計画的に給分川や五斗内用水の改修工事など、いつ水被害の解消に向けた整備を進めた。 ・市域全体のいつ水被害の解消に向けて、各河川整備のスピードアップを図る必要がある。 <p>【②今後の取組方針:いつ水被害の解消に向けた計画的な整備の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・越戸川バイパスについては、いつ水被害の早期解消を図るため、引き続き、道路整備など関連事業と連携し工事を実施していくほか、大久保谷地川や鑑川、給分川についても、計画的に改修工事を実施していく。 ・越戸川や大久保谷地川などについては、総合治水・雨水対策推進計画における「流す」取組に基づき、中期目標である河川氾濫による床上浸水解消の早期実現に向け、国の補助金などの財源確保に努めるとともに、地域住民や地権者の理解を得ながら、河川整備を実施し、市域全体のいつ水被害の解消に向け、重点的に取り組んでいく。 ・市域全体のいつ水被害の解消に向けて、各河川整備のスピードアップを図るため、地権者のさらなる理解促進に努めるとともに、計画的な用地取得に向け、関係課との連携を密に図る。 	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
都市基盤河川整備事業	Ⅲ-9	総合的な治水・雨水対策の推進	SDGs 好循環P 戦略事業	奈坪川・御用川の いっ水被害の解消	・流域に居住する市 民、地権者	河川改修の実施・用地取 得	計画 どおり	626.478	H3		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：いっ水被害解消に向けた計画的な整備の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合治水・雨水対策推進計画における「流す」取組を推進するため、いっ水被害が多発している奈坪川の東町地区において、河川拡幅に伴う2橋の架け替え工事を完了し、今後の橋梁工事や堰工事の発注に向け、支障となる物件(3件)の移転を完了させるとともに、整備に必要な用地3件を取得した。 御用川については、全体計画延長(4,100m)のうち、整備が完了した第一期区間1,400m(今泉3丁目～競輪場通り)について、栃木県への管理引継ぎのため、構造物調査と河道現況調査などを実施し、引継ぎに必要な資料を整えた。 奈坪川流域全体のいっ水被害の軽減を図るため、特にいっ水被害が多発している東町工区のさらなるスピードアップを図るとともに、流域全体の効果的な整備に向けた効率的な整備手法を検討する必要がある。 <p>【②今後の取組方針：いっ水被害解消に向けた計画的な整備の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 奈坪川において、いっ水被害の早期解消に向け、下流にあたる今泉新町の橋梁架け替えや河川改修を集中的に実施していく。 奈坪川を含めた流域全体の整備については、総合治水・雨水対策推進計画における「流す」取組に基づき、中期目標である河川氾濫による床上浸水解消の早期実現に向け、国の補助金などの財源確保に努めるとともに、地域住民や地権者の理解を得ながら、重点的に河川整備を推進していく。 奈坪川流域全体のいっ水被害の軽減に向けて、引き続き、関係機関などと円滑な協議・調整を図りながら整備を進めていく。 	
火災予防事業	Ⅲ-9	消防・救急体制の充実		・火災予防の普及啓 発 ・防火意識の高揚	・市民 ・幼年消防クラブ員 ・少年消防クラブ員 ・婦人防火クラブ員	・防火作品の募集 ・幼年消防防火のつどい ・啓発用ポスター、リーフ レットの作成、配布	計画 どおり	1.687	S24		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：対象者のニーズを捉えた事業の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防火作品、防火標語の募集期間を対象者のニーズに合わせるなど、柔軟に対応したことにより、コロナ禍においても多くの作品応募があった。 また、幼年消防防火のつどいは、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催を中止としたが、代替として、指導者を対象とした防火教室の開催や防火教育DVD、絵本を配布し、各園で鑑賞することで、事業の目的を概ね達成することができた。 <p>【②今後の取組方針：効果的な火災予防と実施手法の調査・研究】</p> <ul style="list-style-type: none"> 火災の発生を防ぎ、被害を軽減するためには、日頃から市民一人ひとりが、防火・防災に関心を持ち、適切な対処法を身に付けておくことが重要であることから、さらに効果的な火災予防事業の実施に取り組んでいく。 	
自主防災会活動事業補助金	Ⅲ-9	消防・救急体制の充実		災害時における各地 区自主防災会活動の 支援	自主防災会	・各地区防災訓練の開催 ・各地区防災資機材の整 備	計画 どおり	3.900	H17		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：防災訓練等の指導、助言による自主防災組織活動の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各地区の自主防災会が地域の実情に合った効果的な訓練が行えるよう、企画の段階から積極的に指導、助言を行ったことにより、コロナ禍においても、16地区が感染防止対策を図りながら防災訓練や防災セミナーを行ったほか、各地区が補助金を有効に活用し、防災資機材の充実強化を図るなど、事業の目的を概ね達成することができた。 <p>【②今後の取組方針：継続した自主防災会の活動支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時に地域住民が防災訓練の実施や防災資機材の増強等を支援するなど、引き続き自主防災会の育成、強化に取り組む。 	
消防団各分団運営交付金	Ⅲ-9	消防・救急体制の充実		消防団員の確保	消防団	消防団の各分団での会 議運営・訓練助成	計画 どおり	10.810	S51		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：円滑な消防分団活動の支援の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> それぞれの地域に根ざし、新たな消防団員の確保や育成における主体的な役割を担う各消防分団の運営に要する経費について補助を行い、各消防分団の円滑な活動を促進するための支援を行った。 <p>【②今後の取組方針：継続した消防分団活動の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市消防防災体制の充実・強化のためには、地域防災の要である各消防分団の活性化が不可欠であることから、今後もその活動に必要な経費等への支援を継続していく。 	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
普及啓発事業	Ⅲ-9	消防・救急体制の充実		災害時における地域 防災力の強化	・市民 ・自主防災会 ・企業、事業所	・リーダー研修会の開催 ・事業所、各地区自主防 災会等訓練の支援 ・自主防災会連絡会議の 開催	計画 どおり	176	H4		<p>【①昨年度の評価(成果や課題): 防災リーダー育成・支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーダー研修会を中止し、代替として災害時における「都市ガスの安全対策」をテーマとした研修用DVDを作成、配布するなど、防災リーダーの育成支援を行った。 ・また、自主防災会連絡会議では、防災に関する情報共有や各地区の連携強化に努めることができ、事業の目的を概ね達成することができた。 <p>【②今後の取組方針: 自主防災会等を対象とした研修会や訓練指導等の内容充実】</p> <p>各種災害による被害を軽減するためには、自分たちの地域と自らの命を守ること(自助・共助)が重要であり、そのためには、防災活動の中心的役割を担うリーダーの育成、支援が不可欠であることから、自主防災会等を対象とした研修会や訓練指導等の内容を充実させ、引き続き普及啓発事業を推進していく。</p>	
婦人防火クラブ助成金	Ⅲ-9	消防・救急体制の充実		婦人防火クラブ活動 の活性化	婦人防火クラブ員	・消火競技会の開催 ・消防学校一日入校の開 催 ・防火広報の実施 ・結成50周年記念式典	計画 どおり	1,350	S55		<p>【①昨年度の評価(成果や課題): 各種研修による婦人防火クラブ活動の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災予防運動期間中のクラブ員による防火広報は、コロナ禍に対応しながら全39地区の広報を実施することで、事業の目的を概ね達成することができた。 ・一方で、消防学校一日入校や消火競技会などの集合研修について、代替や規模縮小など、開催方法を考慮する必要がある。 <p>【②今後の取組方針: 継続した婦人防火クラブ活動の支援】</p> <p>家庭防火の知識の習得、地域全体の防火意識の高揚などを目的に活動している婦人防火クラブに対し、効果的な活動となるよう活動費を助成するなど、引き続き支援していく。</p>	
消防施設整備事業	Ⅲ-9	消防・救急体制の充実		消防団施設・車両・資 器材の整備	消防団施設	消防団詰所新築更新に よる消防防災体制の充実 強化	計画 どおり	171,422	S24		<p>【①昨年度の評価(成果や課題): 未耐震詰所の耐震化の実施】</p> <p>将来に向けた防災力の維持・向上のため、未耐震詰所の耐震化について計画的かつ遅滞なく行うことができた。</p> <p>【②今後の取組方針: 着実な未耐震詰所の耐震化の推進】</p> <p>消防団は地域防災の中核であり、その活動拠点となる消防団詰所は地域の重要な防災拠点施設であるため、引き続き計画的に未耐震詰所の耐震化を図る。</p>	
消防車両等購入費	Ⅲ-9	消防・救急体制の充実		消防力の充実強化	消防車両	消防車両の整備	計画 どおり	202,325	S24		<p>【①昨年度の評価(成果や課題): 計画的な消防車両更新による機能の高度化】</p> <p>消防車10台(常備車両3台、非常備車両7台)の更新を実施したことで、消防車両の機能確保と高度化を図った。</p> <p>【②今後の取組方針: 継続的な消防車両の整備】</p> <p>確実な消防・救急活動の実施及び一層の機能向上を図るため、国の補助金確保に向けた要望活動を積極的に実施しながら、今後も継続し計画的な車両更新の推進に取り組む。</p>	
消防団互助会補助金	Ⅲ-9	消防・救急体制の充実		消防団員の確保	消防団	全団員が加入する消防 団互助会への支援	感染症 の影響 による 変更	0	S30		<p>【①昨年度の評価(成果や課題): 感染対策を踏まえた事業実施方法の検討】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大により、当初予定していた消防団員の研修及び福利厚生事業など全ての事業を中止とした。今後事業を実施するために、昨年度の状況を踏まえた上で、改めて実施方法等について検討する必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針: 継続した宇都宮市消防団互助会への支援の実施】</p> <p>消防団員の確保・充実においては、活動環境の向上が必要であることから、新型コロナウイルス感染症の感染状況を確認した上で、事業規模の縮小や実施方法を検討し、引き続き、互助会の円滑な運営を支援する。</p>	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
水防訓練事業	Ⅲ-9	消防・救急体制の充実		災害活動における関係機関との連携強化及び作業能力、技術の向上	消防職員 消防団員	水防訓練の実施	計画 どおり	1,269	S35		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):消防団による水防活動体制の充実・強化】 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、訓練については消防職・団員のみでの参加で規模を縮小し実施した。内容としては、一昨年の台風対応を踏まえ、住宅への浸水防止などの基本的な水防工法を学べる講習会形式の訓練を実施した。また、訓練の効果を高めるため、消防団員に対し事前学習用資料として水防工法DVDを配布した。</p> <p>【②今後の取組方針:計画的な訓練の実施】 気候変動に伴う局地的豪雨や台風により発生し大きな被害をもたらす水害に対して、より安全・迅速・確実に水防活動が実施できるよう関係機関との連携強化を図るとともに、市民の水防に対する理解及び防災意識の高揚も図れるような訓練の実施に取り組む。</p>	
防火水槽建設事業	Ⅲ-9	消防・救急体制の充実		大震災における消防水利の確保	消防水利	防火水槽の建設	計画 どおり	24,564	S25		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):消防水利の整備強化】 防火水槽3基を建設し、消防水利の整備強化を図った。</p> <p>【②今後の取組方針:継続的な防火水槽の建設】 大規模地震発生時に予想される水道管の破損による消火栓使用不能に備えるとともに、第二次宇都宮市防火水槽整備計画に基づき、防火水槽の建設を継続的に進め、地震時に有効な消防水利の整備強化に取り組む。</p>	
消防力の整備検討	Ⅲ-9	消防・救急体制の充実		効果的・効率的な消防施設整備の検討	消防施設	消防施設整備の検討	計画 どおり	0	H27		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):特定課題を抱える消防施設の整備検討】 宇都宮市消防設備整備方針に基づき、効果的・効率的な消防施設整備に向けた整備スケジュール等の検討を行った。</p> <p>【②今後の取組方針:老朽化・狭隘化への対応と計画的な消防施設整備の推進】 ・南消防署に備えるべき施設機能を整理し、移転代替も含め整備手法を検討する。 ・消防施設が効果的・効率的に機能できるよう、大規模改修を基本としながら、計画的に整備していく。</p>	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
(公社)被害者支援センターとちぎ負担金	Ⅲ-10	防犯対策の充実		被害者支援センターとちぎの運営支援	(公社)被害者支援センターとちぎ	・負担金の交付 ・パネル展開催の支援	計画 どおり	1,051	H17		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):被害者支援センターの運営支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者や家族への相談等の支援を行う被害者支援センターとちぎへの負担金の交付により、団体の安定的な運営を支援したほか、市民ホールや南図書館でのパネル展の開催を支援し、犯罪被害者の理解促進に寄与した。 ・犯罪被害者等を直接支援する方策として、令和4年度の施行に向けて、「宇都宮市犯罪被害者等見舞金制度」を創設した。 <p>【②今後の取組方針:継続した被害者支援センターとちぎに対する支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、犯罪被害者等に対する相談業務等や犯罪被害者パネル展の開催などセンターの運営を支援していく。 ・市においては、犯罪被害者等に対し、日常生活等の早期回復や被害者に対する弔意のための見舞金について、県と連携した適切な運用に努める。 	
宇都宮防犯協会負担金	Ⅲ-10	防犯対策の充実		宇都宮防犯協会の運営支援	宇都宮防犯協会	・負担金の交付 ・協会の運営	感染症 の影響 による 変更	9,738	S63		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):宇都宮防犯協会の運営支援】</p> <p>地域の防犯活動の推進を図る宇都宮防犯協会への負担金の交付により、市内の全小学1年生へ防犯ブザーの配付や功労者表彰が実施されるなど、協会の安定的な運営を支援したほか、地域防犯活動の推進に寄与した。</p> <p>【②今後の取組方針:継続した宇都宮防犯協会に対する支援】</p> <p>引き続き、啓発イベントの開催や地区防犯協会との連携など当協会の運営を支援していく。</p>	
地域防犯活動促進事業	Ⅲ-10	防犯対策の充実		地域住民による継続的な自主防犯活動の実施支援	・市民 ・事業者	全市一斉防犯活動の推進	感染症 の影響 による 変更	284	H17		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):地域における防犯活動の実施】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、環境点検活動を実施できない地区もあったが、各地区においては、少人数での見守り活動や防犯パトロール等を実施するなど、地域の実情に応じた防犯活動が実施され、地域における防犯上の問題箇所などについて共有や改善が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針:自主防犯活動への継続的な支援の実施】</p> <p>地域の実情に応じた自主防犯活動の実施を支援するため、警察や防犯活動団体等と連携を図りながら、継続的な支援に取り組んでいく。</p>	
暴力団排除対策事業	Ⅲ-10	防犯対策の充実		暴力団の排除に関する意識啓発の実施	市民	・青少年への啓発 ・暴力団の公の施設からの利用制限	計画 どおり	102	H23		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):青少年への教育の実施】</p> <p>市内の中学3年生に対するリーフレットの配布や市ホームページでの広報により、暴力団排除に関する意識の高揚を図ることができた。</p> <p>【②今後の取組方針:市民への広報や青少年への教育等の実施】</p> <p>暴力団の排除に関する施策の推進のため、中学3年生へのリーフレットの配布のほか、警察及び関係団体等と連携し、市民への広報に努めるとともに、青少年への教育等を実施していく。</p>	
防犯カメラ設置等・管理補助金	Ⅲ-10	防犯対策の充実		自治会や連合自治会が行う防犯カメラの設置・維持管理の支援	自治会等	補助金の交付(設置工事費等の補助・電気料相当分等の管理費補助)	計画 どおり	44,207	H27		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):普及に向けた支援】</p> <p>補助率の上乗せや栃木県警察街頭防犯カメラ補助金活用により、新たに48団体115台の防犯カメラ設置が進み、地域の自主防犯活動を補完する取組が推進され、地域における防犯環境整備の向上に寄与した。</p> <p>【②今後の取組方針:地域における設置支援】</p> <p>引き続き、設置や維持管理に要する経費を補助するとともに、警察と現地立会いのもと、防犯効果の高い場所への設置について助言を行うなど、地域における防犯カメラ設置支援に取り組んでいく。</p>	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
防犯講習会開催事業	Ⅲ-10	防犯対策の充実		市民の防犯意識の高揚と防犯知識の普及	市民	防犯活動指導員(警察官OB)による防犯講習会の開催	感染症の影響による変更	120	H17		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):防犯講習会の実施】 新型コロナウイルス感染症の影響により、開催回数、受講者数ともに減少となったが、新たに金融機関において年金支給日に合わせた防犯活動を実施したほか、自治会等の地域に対して防犯対策に係る啓発動画DVDを複製し配布するなど、啓発活動の充実を図ることができた。</p> <p>【②今後の取組方針:啓発活動の充実】 女性や子ども、高齢者など犯罪情勢を捉えた啓発の充実を図るとともに、動画等を活用した啓発活動に取り組んでいく。</p>	
防犯灯設置等・管理補助金	Ⅲ-10	防犯対策の充実		自治会等が行う防犯灯の設置・維持管理の支援	自治会等	補助金の交付(LED化に対する設置補助金の上乗せ補助・電気料相当分の管理費補助)	計画どおり	126,121	S42		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):LED化率の向上】 ・LED防犯灯の設置割合(LED化率)が95%を超え、LED化が着実に進んだことにより、自治会等の防犯灯維持管理に係る負担の軽減に寄与することができた。 ・LED防犯灯を対象とした新しい補助制度へ移行したほか、蛍光管防犯灯が残っている自治会等に対しては2年間の時限的措置として補助額を上乗せするとともに、通知による交換の促しを行いLED化の推進を図った。</p> <p>【②今後の取組方針:自治会の実情に応じた防犯灯LED化の働きかけの実施】 蛍光管防犯灯が残っている自治会の実態を捉え、自治会毎の実情に応じた対応(LED化)を働き掛けていく。</p>	
幼児対象誘拐防止巡回指導負担金	Ⅲ-10	防犯対策の充実		栃木県防犯協会が行う幼児対象誘拐防止巡回指導に対する活動支援	(公社)栃木県防犯協会	負担金の交付	計画どおり	1,804	H5		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):栃木県防犯協会が実施する事業の支援】 ・防犯意識啓発事業などを行う栃木県防犯協会への負担金の交付により、幼児誘拐防止教育車(まもるごう)による巡回指導が実施されるなど、幼児や保護者などに対する防犯意識の高揚に寄与した。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、巡回指導ができなかった幼稚園・保育園に対しては、広報チラシを配付し、啓発を行った。</p> <p>【②今後の取組方針:継続した栃木県防犯協会に対する支援】 引き続き、幼児・児童に対する幼児誘拐防止巡回指導など当協会の活動を支援していく。</p>	
交通安全施設整備事業	Ⅲ-10	交通安全対策の充実		交通事故の防止 通行の安全確保	市民、道路利用者	交通安全施設の整備	計画どおり	317,197	S45		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):交通安全施設の整備】 ・交通安全上危険な箇所について、道路反射鏡等を設置するとともに、安全安心な歩行空間を確保するため、横断歩道橋の整備を行った。 ・八街市で発生した通学路での事故を受けて、通学路内における外側線及び、路面標示の緊急点検を実施し、必要な更新や修繕を行った。 ・交通安全上緊急性の高い箇所から限られた道路空間内で応急的な修繕や整備を行っているが、更なる安全性を確保していくための検討をしていく必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針:計画的な交通安全施設整備の実施】 ・今後も道路反射鏡の設置や区画線の更新等を計画的に行うことに加え、地域や警察、学校等の関係機関との通学路合同点検等の結果を踏まえ、より効果的な整備の検討を進める。</p>	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
自転車放置防止対策事業	Ⅲ-10	交通安全対策の充実		適切な道路通行空間の確保	市民、自転車利用者	・駐輪場の利用促進と放置禁止の周知 ・市内の自転車放置禁止区域・規制区域内の放置自転車撤去	計画どおり	23,582	S63		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):放置防止指導の実施と駐輪場の利用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放置防止指導による自転車放置禁止区域等の周知及び市内高等学校等へ駐輪場の利用促進を図るための周知を行うとともに、「即時撤去」を定期的に実施したことにより放置自転車は減少した。 ・依然として中心市街地やJR駅周辺では、放置自転車が見受けられることから、放置自転車のさらなる減少に向けた対応策を検討していく。 <p>【②今後の取組方針:放置禁止区域等周知及び適正化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後は、放置禁止区域内の通行空間の確保を図るため、概ね月2回の「即時撤去」実施と併せて、周辺の駐輪場の案内を行うことでの利用率の向上を図っていく。 ・放置禁止区域等について現況や自転車利用者のニーズを把握し、実態に沿った対策を検討していく。 ・駐輪場の利便性の向上(多様な決済手段の導入や24時間営業化など)を検討していく。 	
路上喫煙対策事業	Ⅲ-10	交通安全対策の充実		路上喫煙による歩行者の被害防止対策の推進	市民、本市の来訪者	・路面標示及び路上喫煙等防止立看板の修繕 ・指導員や広報紙等を通じた、条例の周知や喫煙マナーの啓発	計画どおり	789	H20		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):条例の周知啓発の実施】</p> <p>条例の周知啓発については、条例指導員がこれまでの路上喫煙等の多い場所や通行量の多い場所を重点的に巡回するほか、路面標示や啓発看板による周知などにより、路上喫煙等による被害の防止対策を推進した。</p> <p>【②今後の取組方針:関係課と連携した啓発活動の実施】</p> <p>引き続き、条例指導員の巡回等による条例周知を行うとともに、違反者に対しては、今後違反行為をしないよう条例の周知や助言を行っていく。</p>	
交通安全運動の推進	Ⅲ-10	交通安全対策の充実		市民一人ひとりの交通安全意識の高揚	市民	年3回の交通安全運動や普及啓発活動の実施	感染症の影響による変更	564	S45	独自性	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):市民一人ひとりの交通安全意識の高揚】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民一人ひとりに広く交通安全意識の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守の推進、交通事故の減少に向け、地域や警察等と連携しながら、春、秋、年末の交通安全運動期間に合わせて、子どもや高校生、高齢者に重点を置いたスローガンのもと、交通安全運動を実施するとともに、飲酒運転根絶に向け、交通安全教室など様々な機会を捉えながら、GRリボンを活用した啓発を行うことにより、市民の交通安全に対する意識の高揚を図ることができた。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、交通安全街頭活動の規模を縮小したが、回数は前年度に比べて増加した。毎年度高校や地域から意見を聴取して実施箇所の見直しを図り、近隣の高校や各地区交通安全推進協議会と連携して行った。 ・県、県警、鉄道事業者、百貨店と連携し、歩きスマホの危険性を周知する街頭広報活動を初めて実施し、市民等の交通安全意識の高揚や交通マナーの向上を図った。 <p>【②今後の取組方針:地域等と連携した交通安全の普及啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全運動期間に、地域や警察、交通安全団体、学校等と連携しながら、街頭活動等を実施していくとともに、GRリボンを活用しながら飲酒運転根絶をPRしていく。 ・民間企業等と連携し、効果的な街頭広報活動を行うことにより、歩きスマホの防止徹底を図っていく。 	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
交通安全教育	Ⅲ-10	交通安全対策の充実	戦略事業	交通ルールの遵守及び交通マナーの向上	市民	幼児から高齢者までの各年代に応じた交通安全教室の開催	感染症の影響による変更	4,681	S49		<p>【①昨年度の評価(成果や課題): 交通ルールの遵守及び交通マナーの向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児から高齢者までを対象とし、成長過程に合わせ、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行うとともに、市内の中学校・高校と連携し、入学に伴い慣れない道路を通行する新1年生に対する自転車安全利用チャリを活用した交通安全教育を実施することにより、交通ルールの遵守につなげることができた。 ・交通安全教室の開催回数は前年度に比べ増加し、新型コロナウイルス感染症流行前の7割程度に回復した。小学4年生対象の自転車免許事業については、全校対面で実施するとともに振り返り学習としてDVD教材を提供した。 ・民間企業と連携しながら、中学生や高齢者を対象とした交通安全教室を開催したほか、交通安全教室や地域イベント等においてVRを活用して事故の起こりやすい状況を体験させることにより、自転車利用者の危険予測能力を向上させるとともに、交通ルール遵守の重要性を再確認する機会を創出した。 ・小学校において自転車安全利用に係る動画等のICTを活用した交通安全教室を実施し、児童・教員から「安全な自転車の乗り方が分かった」「動画やDVDを使った交通安全教室が良い」等の評価が得られるなど、ICTを活用した交通安全教育の効果を確認することができた。 ・LRT開業に向け、小学校や企業においてLRT交通安全教室を実施するとともに、LRTの交通ルールや安全通行のための動画の作製に取り組んだ。 ・本市における交通事故の現状等を踏まえ、子どもや高校生、高齢者、自転車利用者をターゲットとし、新たな手法を用いた交通安全教育を実施する必要がある。 ・LRTをはじめとする公共交通ネットワークの整備など今後の本市の社会・交通情勢の変化を捉え、LRTに関する交通ルールなどについて、周知を徹底していく必要がある。 <p>【②今後の取組方針: LRTの開業に向けた交通安全教育の集中的実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、各世代の特性に応じた教育を行うとともに、子どもや高校生、高齢者、自転車利用者を重点的に取り組む対象として、動画やVRなどの手法も交えながら効果的な教育を実施していく。 ・中学生が中心となって、学校、地域と連携して自転車利用者に直接呼びかける街頭指導を実施していく。 ・令和4年4月1日施行の「栃木県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の内容について交通安全教室での説明やチャリ配布を通して周知徹底を図っていく。 ・歩行者・自転車・自動車運転者の立場からのLRTに関する交通ルールなどの周知に向け、庁内関係課、関係機関・団体と連携しながら、特に開業前に集中的に実施していく。 	
交通安全推進協議会連合会補助金	Ⅲ-10	交通安全対策の充実		地域における交通安全意識の高揚	交通安全推進協議会連合会	補助金の交付	計画どおり	1,756	S57		<p>【①昨年度の評価(成果や課題): 地域における交通安全意識の高揚】</p> <p>地域の交通安全活動の中核的な役割を担う交通安全推進協議会が実施している危険箇所への交通安全啓発看板の設置や、ストップマークの表示等に対して支援を行うことにより、地域の交通安全団体の自主的な活動を促進することができた。</p> <p>【②今後の取組方針: 交通安全推進協議会主催事業への支援】</p> <p>交通安全推進協議会主催事業の支援を行い、地域の交通安全活動の充実を図っていく。</p>	
交通指導員制度	Ⅲ-10	交通安全対策の充実		通学路における安全確保	児童等	通学路における交通指導員の立哨活動	計画どおり	2,321	S45		<p>【①昨年度の評価(成果や課題): 交通指導員の配置による通学路の安全確保】</p> <p>登校時に危険箇所において交通指導員が交通安全指導を行うとともに、学校、地域、警察、道路管理者など関係機関と連携を図りながら交通指導員の適正配置に努め、通学路における安全の確保に寄与した。また、交通指導員に対し、交差点での誘導方法等に関するDVDを作製・配布し研修を実施するなど資質向上に努めた。</p> <p>【②今後の取組方針: 交通指導員の適正配置と資質向上】</p> <p>交通環境の変化や通学路合同点検の結果などを踏まえながら、交通指導員の適正配置に努めるとともに、研修会の開催等により交通指導員の資質の向上を図っていく。</p>	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
交通指導員連絡協議会補助金	Ⅲ-10	交通安全対策の充実		通学路における安全確保	交通指導員連絡協議会	補助金の交付	計画どおり	440	S45		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：通学路における安全確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通指導員連絡協議会が実施する、地域等で活用してもらおう横断旗の作製・配布の事業などに対し支援を行うことにより、児童を中心とした歩行者の安全確保を図ることができた。 新型コロナウイルス感染症の影響により、集合研修は開催できなかったが、自宅での教育DVD学習により、交通指導員の資質の向上に努め、通学路における安全の確保に寄与した。 <p>【②今後の取組方針：交通指導員連絡協議会主催事業への支援】</p> <p>交通指導員連絡協議会主催事業の支援を行い、会員活動の活性化や会員の資質向上を図っていく。</p>	
家庭用品検査	Ⅲ-10	消費生活の向上		乳幼児衣類等の家庭用品における健康被害の未然防止	家庭用品を製造又は販売する事業者	・有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、乳幼児衣料品等を試買し、ホルムアルデヒド等の有害物質の含有状況を検査	計画どおり	32	H10		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：乳幼児衣類や家庭用エアゾル製品など家庭用品の有害物質の検査実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 皮膚刺激に敏感な乳幼児への健康被害防止対策に重点をおいた乳幼児衣類や家庭用エアゾル製品の試売検査を実施し、全てについて有害物質が基準値未満であることを確認できた。 <p>【②今後の取組方針：家庭用品の試買検査の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭用品における健康被害を未然に防止するため、乳幼児衣料品等に含有する有害物質を計画的に試買検査する。 	
計量器定期検査事業	Ⅲ-10	消費生活の向上		適正な計量の推進	計量による取引・証明を行う事業者	計量法に基づく定期検査の実施	計画どおり	920	S28		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：定期検査等の適正な実施による計量器の性能の確認】</p> <p>適正な計量は、適正な商取引の基本であり、健康管理や快適な環境維持など大切な役割を果たしていることから、定期検査や立入検査を実施し、計量器の性能の確認をした。</p> <p>【②今後の取組方針：計画的な定期検査や立入検査の実施】</p> <p>引き続き、計画的に定期検査や立入検査を適正に実施していく。</p>	
消費者教育・啓発事業	Ⅲ-10	消費生活の向上		消費生活の安全確保	消費者	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活出前講座の開催 親学出前講座の開催 啓発物品の作成、配布 家庭科副読本の作成、配布 家庭の教育手帳の作成、配布 広報紙、新聞広告等による情報提供 公共交通機関における周知 	感染症の影響による変更	3,381	S52		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：消費生活に関する最新の知識の普及や被害に遭わないための啓発、成年年齢引下げに伴う若年層及び市民への周知啓発、災害等に関連した消費生活情報の収集及び消費者への提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者月間やイベント等の様々な機会において啓発を行うとともに、高齢者や若者を対象とした出前講座の実施や広報紙、生活情報誌、新聞広告等の各種広報媒体を活用し、消費生活に関する最新の知識の普及や被害に遭わないための啓発を行った。出前講座については、コロナ禍においても、パワーポイントやDVD、音声データ等の資料の提供を行って実施するなど、感染拡大防止に留意しながら工夫して取り組んだ。 令和4年4月からの成年年齢引下げに伴い、成年年齢を間近に控えている市内の高校2、3年生に啓発カードを配布するとともに、広報紙、ホームページ、新聞広告、ラジオ等の各種媒体を活用した広報や庁内関係課との連携によるSNSを活用した情報発信を行うなど、多様な手法により、若者が遅いやすい契約に関するトラブルなどについて、若年層を重点的に、広く市民に周知啓発を行った。 自然災害による被害や新型コロナウイルス感染症拡大に関連した悪質商法等の事例などについて、国や県などの動向等の情報収集及び消費者への情報提供を行った。 <p>【②今後の取組方針：様々な機会を活用した啓発や出前講座等の実施、多様な手法による若者の消費者トラブルの未然防止、災害等の発生時における消費生活に関する迅速な情報収集及び消費者への提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、消費者月間やイベント等の様々な機会を活用して啓発を行うとともに、出前講座の実施や各種広報媒体を活用した啓発を行っていく。 成年年齢引下げに伴う若者の消費者トラブルを未然に防ぐため、市内の高校2年生に啓発カードを配布するほか、広報紙、ホームページ、ラジオ等の各種媒体を活用した広報や、国や県、庁内関係課との連携による情報発信を行うとともに、新たに、バスの車外広告を活用するなど、多様な手法により、若年層を重点的に、広く市民により一層の周知啓発を行っていく。 引き続き、災害等の発生時における消費生活に関する迅速な情報収集及び消費者への情報提供を行っていく。 	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
消費者取引適正化事業	Ⅲ-10	消費生活の向上		消費者の生命・身体・ 財産の安全確保	三法に規定された製 品を扱う販売業者	家庭用品品質表示法、消 費生活用製品安全法、電 気用品安全法に基づく立 入検査の実施	計 画 ど お り	13	H12		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】立入検査の実施による商品の取引状況の確認 消費者の被害防止を図るため、法令に基づき、販売事業者に対して計画的かつ効率的に立 入検査を実施し、特定された商品の取引状況について適正であることを確認した。</p> <p>【②今後の取組方針】計画的かつ効率的な立入検査の実施と安全確保 引き続き、計画的かつ効率的な立入検査を実施するとともに、法令及び条例に基づき、国や 県と連携しながら消費者の安全確保に努めていく。</p>	
消費生活相談事業	Ⅲ-10	消費生活の向上		消費者被害の救済	消費者	消費生活相談の実施	計 画 ど お り	270	S56	先 駆 的 ト ップ ク ラ ス	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】：複雑・多様化する相談に対応 年末年始を除き、毎日、相談窓口を開設していることに加え、関係機関等の研修への参加や 外部講師による研修会の実施、相談事例について情報共有するなど、相談員の最新の専門 的な知識の習得や技術の向上を図るとともに、自然災害による被害や新型コロナウイルス感 染症拡大に関連した悪質商法等の事例などについて、国や県などの動向等の情報収集を迅 速に行なったことにより、複雑・多様化する相談に適切かつ迅速に対応した。</p> <p>【②今後の取組方針】相談員の知識の習得や技術の一層の向上、災害等の発生時における 消費生活に関する迅速な情報収集及び相談対応 複雑・多様化する相談に適切かつ迅速に対応するため、引き続き、関係機関等の研修への 参加や外部講師による研修会を実施するなど、相談員の最新の専門的な知識の習得や技 術の一層の向上を図っていく。また、災害等の発生時における消費生活に関する迅速な情報 収集及び相談対応に努めていく。</p>	
特殊詐欺撃退機器等購入費補助 金	Ⅲ-10	消費生活の向上		特殊詐欺被害の未然 防止	65歳以上の市民	特殊詐欺撃退機器を購 入・設置する費用に対し 補助金を交付	計 画 ど お り	4,864	R1		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】：「特殊詐欺撃退機器」の普及促進 ・「特殊詐欺撃退機器購入費補助事業」について、地域や警察、事業者等の関係機関、団体 と連携しながら周知するほか、広報紙、ホームページ、公共交通機関等の各種媒体による広 報・周知や、電気店、特殊詐欺被害防止協力店等への協力依頼により、特殊詐欺撃退機器 の特徴や、利用者の声を紹介するなど、機器の効果を広く周知した。また、出前講座のほ か、高齢者が多く集まる老人福祉センターにおいて、機器の警告メッセージの音声データや デモ機を活用し、機器の機能を体感してもらい、機器の効果を周知するなど、新たな手法によ り、更なる普及促進を図った。 ・特殊詐欺被害者の多くが高齢者であり、その手段の多くが電話によるものであることから、 特殊詐欺撃退機器の効果を広く周知し、機器の更なる普及促進を図る必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針】地域や警察、事業者等との連携による周知やデモ機等を活用した機器 の効果の周知 電話による高齢者への特殊詐欺被害を未然に防止するためには、特殊詐欺撃退機器が有 効であることから、「特殊詐欺撃退機器等購入費補助事業」について、引き続き、広報紙、 ホームページ、公共交通機関等の各種媒体による広報・周知を行うほか、地域や警察、事 業者等の関係機関・団体との更なる連携により、機器の特徴やすでに利用している方の「不審 な電話が減って安心」などの声を紹介するとともに、特殊詐欺の事例の紹介や機器の警告 メッセージの音声データやデモ機を活用して機器の機能を体感していただくなど、機器の効果 を広く周知し、更なる普及促進を図っていく。</p>	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
特殊詐欺対策事業	Ⅲ-10	消費生活の向上		特殊詐欺被害の未然防止	消費者、特殊詐欺被害防止に取り組む事業者	・啓発物品の作成、配布 ・特殊詐欺啓発チラシの配布 ・「特殊詐欺被害防止協力店登録事業」の実施	計画どおり	434	H28		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:啓発チラシ等の配布や「特殊詐欺被害防止協力店」との連携による消費者への啓発の実施 ・啓発物品や啓発チラシを消費者に配布するとともに、「特殊詐欺被害防止協力店」へ特殊詐欺に関する情報提供を行うなど、協力店と連携した消費者への啓発を実施した。 ・本市における特殊詐欺被害件数は減少して推移したものの、多様な手法による詐欺被害が発生していることから、被害の未然防止に向けた取組の更なる充実が必要である。</p> <p>【②今後の取組方針】:啓発チラシ等の配布や事業者との連携による啓発事業の充実 引き続き、啓発チラシ等の配布や公共交通機関を活用した周知啓発を行うとともに、「特殊詐欺被害防止協力店」へ特殊詐欺に関する情報提供を行うほか、更なる事業者との連携により、啓発事業を充実させて行っていく。</p>	
食品衛生監視指導業務	Ⅲ-10	食品の安全性の向上		食品の安全確保の推進	食品営業施設及び学校、病院、社会福祉施設等の集団給食施設	・食品営業施設等の監視及び収去検査(食品抜き取り検査)	計画どおり	3,084	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:監視指導・収去検査の効果的な実施 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、自主休業した飲食店や、高齢者が利用する社会福祉施設等感染ハイリスク施設へ監視を自粛したが、他施設への監視指導は計画通り実施し、監視件数、収去検体数ともに概ね当初の計画目標を達成した。 ・市内で製造・加工された食品等を中心に収去検査を実施したほか、食中毒発生のリスクが高い鮮魚介類や食肉の取扱施設、大規模イベントに関連する宿泊施設及び弁当調製施設などを対象に監視を実施した結果、市内食中毒発生件数が1件にとどまり、食品の安全確保の推進が図られた。 ・最新の食中毒の発生動向などを捉えながら、対象の重点化など、引き続き効果的な監視指導に取り組んでいく必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針】:効果的な監視及び収去検査の実施 ・食品の安全確保推進のため、近年、多発しているアニサキス食中毒やカンピロバクター食中毒、大規模食中毒事件となることが多いノロウイルス食中毒対策として、発生リスクの高い鮮魚介類や食肉の取扱施設、大規模イベントに関連する宿泊施設及び弁当調製施設を重点監視対象とするなど、引き続き、食品衛生監視指導計画に基づき監視指導を実施する。</p>	
食品衛生検査施設信頼性確保	Ⅲ-10	食品の安全性の向上		食品衛生検査施設における信頼性の確保	食品衛生検査施設(衛生環境試験所)	・食品衛生法に基づき、食品衛生検査施設に対し、内部点検及び外部精度管理調査を実施	計画どおり	185	H9		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:食品衛生検査施設の検査データ等の信頼性確保 ・食品衛生検査施設の立ち入りによる定期的な内部点検により構造設備の管理及び各種書類の記載等が適切に行われていることを確認し、精度管理調査により検査データの信頼性を確保できた。</p> <p>【②今後の取組方針】:食品衛生検査施設の信頼性確保業務の実施 ・検査施設の信頼性の確保を図るため、食品衛生検査施設に対し、食品を取扱う検査等の業務管理について定期的に内部点検を行うとともに、外部及び内部精度管理調査を実施する。</p>	
食品衛生検査事務	Ⅲ-10	食品の安全性の向上		食品衛生の安全性確保に係る行政指導に必要な検査データを提供し、関係課の業務を科学的根拠により支援する。	・食品衛生対策所管理	・食品の安全性を確認するための検査の実施とデータ提供	計画どおり	15,575	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:食品衛生検査の項目拡充及び精度の向上 ・野草の誤食を原因とする植物性自然毒の検査法を確立し、食中毒検査の項目を拡充したほか、残留農薬検査に係る農産物の品目(かぼちゃ)を追加するとともに、食品中の細菌や添加物等の基準適合検査等について、迅速かつ正確に実施し、依頼課の食品安全確保対策を円滑に支援できた。また、各種検査の調査研究に取り組むことにより、検査精度の向上や多様化・高度化する検査への対応が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針】:試験検査の充実と調査研究の推進 ・食品安全確保に係る行政指導に必要な検査データを円滑に提供できるよう、衛生環境試験所運営計画(令和2年度～6年度)に基づき、植物性自然毒等の検査項目の拡充を図るとともに、腸管出血性大腸菌(O157等)の遺伝子解析検査法の確立や残留農薬検査に係る農産物の品目(パプリカ)を追加するなど、引き続き、調査研究に取り組んでいく。 ・食中毒事案における細菌やウイルスの汚染源や食品添加物、残留農薬等の基準を超過した食品の原因など、評価を加えて検査結果を提供することにより、食品安全確保対策を支援していく。</p>	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
食品衛生・感染症対策推進事業	Ⅲ-10	食品の安全性の向上		病原体を取り扱う医療従事者に対し、技術的な支援を行うとともに、市民向けの情報を発信する。	・市民、事業者	・病原体を取り扱う医療従事者向け検体取扱研修の実施 ・出前講座、科学体験教室、市民向け夏休み親子教室の開催	計画どおり	34	H27		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:事業者の資質向上と市民の食品・感染症等の理解促進に係る取組の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症のPCR検査(プール検査法)を行う医療機関に対し、検査方法や標準作業書の作成方法等について技術支援を行うことにより、感染防御に対する資質向上が図られた。 新型コロナウイルス感染防止対策として人数を制限し、人との接触機会をなくすよう内容を変更したうえで、市民を対象とした出前講座や小学生の親子対象とした夏休み科学実験教室を開催するとともに、生涯学習課と連携し、地域の小学生を対象とした科学体験教室を開催するなど、食中毒や感染症等に対する正しい知識の普及が図られた。 <p>【②今後の取組方針:研修指導及び情報提供の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者向け技術支援研修及び市民向けの出前講座や科学体験教室等について、感染防止対策に配慮し、業務を通して得られた科学的知見や専門的な用語をより分かりやすく情報提供するとともに、事業者または市民のニーズに応じた内容を盛り込むなど、内容の充実を図りながら、引き続き、研修指導や情報発信に取り組んでいく。 	
自主管理体制の強化推進事業	Ⅲ-10	食品の安全性の向上		食品等事業者の自主衛生管理の向上	食品等事業者	・食品衛生協会と連携した巡回指導等の実施	計画どおり	3,359	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:食品衛生協会と連携した巡回指導等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品衛生協会と連携した巡回指導等を実施するとともに、食品営業施設における衛生水準の向上を図り、HACCPの普及を一層推進するため、巡回指導にあたる食品衛生指導員に対する研修会等を開催したことにより、HACCPへの理解が促進され、すべての事業者でHACCPによる衛生管理の導入等が図られ、食品等事業者の自主衛生管理を向上することができた。 <p>【②今後の取組方針:食品衛生協会との連携した食品等事業者の自主衛生管理の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品等事業者へHACCPの考え方などの理解を促進し、自主衛生管理の向上を図るため、引き続き、食品衛生協会と連携し、食品衛生指導員による巡回指導を実施する。 	
食品安全知識普及啓発事業	Ⅲ-10	食品の安全性の向上		食品安全に関する情報提供の推進	市民	・ホームページや情報誌への食品安全情報の掲載 ・出前講座、手洗い教室、食品安全フェア、消費者教室、親子食品安全教室、食品安全講演会、食品安全セミナーの開催	計画どおり	690	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:食品安全情報の発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響により、不特定多数の市民が来場する食品安全フェアは中止としたが、消費者教室、食品安全セミナーは感染対策を講じながら集合型で実施した。 新しい生活様式に対応した情報提供方法として、親子食品安全教室では、オンライン工場見学を実施したほか、食品安全講演会をWebにより実施した。 感染症対策としても重要な手洗い教室の申し込みが多くあり、食品衛生協会(協会が認定した手洗いマイスター)と連携し実施した。 <p>これらの取組により、食品安全に関する情報提供を推進することができた。</p> <p>【②今後の取組方針:市民への衛生知識の普及啓発の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> コロナ禍における食品安全に関する情報提供の推進のため、引き続き、感染対策を講じた出前講座や食品安全セミナーを開催する。 ホームページや情報誌を活用しつつ、新しい生活様式に対応した情報提供についても継続して実施していく。 	
食品健康危害防止対策	Ⅲ-10	食品の安全性の向上		HACCPによる衛生管理の導入促進	食品等事業者	・HACCPによる衛生管理の推進	計画どおり	2,896	H17		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:HACCP導入の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響により、例年集合型で行っていた栃木県と共催のHACCPサポートセミナーを中止したが、より多くの食品等事業者に受講の機会を設けるため、参加人数を制限することで感染対策を講じながら、食品衛生責任者再教育講習会の開催回数を増やしたほか、施設監視時や窓口相談時に必要な助言を行ったことにより、令和3年度までに対象となるすべての事業者にHACCPによる衛生管理の導入促進が図られた。令和3年6月には、原則としてすべての事業者へHACCPに沿った衛生管理が制度化されたことから、今後はHACCP導入後の取組状況の確認を行い、定着の支援が必要である。 <p>【②今後の取組方針:食品等事業者へのHACCPの定着支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品等事業者にHACCPに沿った衛生管理を定着させるため、監視時に事業者が作成した衛生管理計画や日々の衛生管理記録の取組状況を確認することにより、事業者への支援を実施する。 	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
衛生害虫に関する指導・啓発事業	Ⅲ-10	生活衛生環境の向上		衛生害虫による事故の防止	市民及び市内に土地・家屋を所有している者または管理者	衛生害虫の駆除依頼及び衛生害虫相談室の紹介	計画どおり	354	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】: 衛生害虫の知識の普及啓発による感染症や事故の防止 ・市民等へホームページ等を活用して蚊・毛虫・ハチなどの衛生害虫の知識を普及啓発したほか、通報や相談に適切に対応し、衛生害虫による事故の発生を未然に防止することができた。</p> <p>【②今後の取組方針】: 所有者等による自主的な衛生害虫の駆除の推進 ・衛生害虫による事故防止や蚊媒感染症発生防止のために、引き続き、衛生害虫の知識の普及啓発に加え、苦情相談があった土地・家屋については現地確認し、必要に応じて関係部局と連携してその所有者や管理者に対し、自主管理を促す。</p>	
衛生施設整備事業	Ⅲ-10	生活衛生環境の向上		斎場の整備及び霊園の保全	斎場及び霊園の利用者	・斎場の整備 ・霊園の保全	計画どおり	344,056	T5		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】: 斎場整備費用の支払及び霊園保全状況の把握 ・斎場については、整備費用を支払計画に基づき支払いを行った。また、霊園については、利用者の安全性を確保するため、北山霊園屋外トイレ改修工事を実施し、7月から供用開始した。 ・霊園においては、老朽化が進んでいることから、利用者が安全・安心に利用できるよう、保全が必要な箇所を把握し、計画的に修繕する必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針】: 霊園保全状況の把握・対応 霊園については、利用者が安全・安心に利用できるよう、保全が必要な箇所を把握し、適切に対応する。</p>	
狂犬病予防対策	Ⅲ-10	生活衛生環境の向上		狂犬病発生による健康被害の防止	犬(野犬・飼い犬)及び犬の飼い主	犬の登録、狂犬病予防注射の促進及び野犬の捕獲	計画どおり	30,908	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】: 予防接種等の促進と犬の捕獲の実施 ・犬の登録や狂犬病予防注射の促進のほか、野犬を捕獲することにより、狂犬病発生による健康被害の防止が図られた。なお、捕獲犬の飼い主へ返還頭数は58頭(返還率78%)、その他は譲渡等であった。 ・予防注射頭数は若干増加したが、海外からの狂犬病侵入時のまん延防止のためには更なる予防注射の実施率向上が課題となっている。</p> <p>【②今後の取組方針】: 狂犬病予防接種率の向上の推進 ・狂犬病発生による健康被害の防止のために、引き続き、犬の登録、予防注射の実施を促進するとともに、市内の野犬(徘徊犬を含む)の捕獲を実施する。 ・予防注射の実施率向上に向けて、未接種犬の飼い主へのはがきやチラシに、犬への接種率の低下の人への影響をわかりやすく掲載し周知することなどにより、予防注射の実施を促す。</p>	
建築物の衛生的環境の確保対策事業	Ⅲ-10	生活衛生環境の向上		建築物の衛生的環境の確保	特定建築物(大規模建築物)、建築物の衛生管理にかかる清掃業者・水質検査業者・貯水槽清掃業者等の登録業者	特定建築物の衛生状態、冷却塔のレジオネラ菌の検査及び登録業者の機器の保管状況等の確認	計画どおり	162	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】: 立入検査、報告の徴収の実施 ・特定建築物への監視と冷却塔のレジオネラ菌検査について、年度計画に基づき予定どおり実施し、その中で温度湿度や排水、衛生害虫などの管理不備が判明した施設、レジオネラ菌が検出された施設に対しては改善指導を行うなど、建築物の衛生的環境の確保が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針】: 特定建築物の衛生的環境の維持、向上 ・建築物の衛生的環境の確保を図るため、計画的に特定建築物の監視指導やレジオネラ菌検査等を実施する。</p>	
飼い犬等の不妊手術費補助金	Ⅲ-10	生活衛生環境の向上		犬猫の繁殖制限の推進	不妊手術を受けた犬・猫の飼い主	不妊手術費に対する助成金の交付	計画どおり	5,860	H7		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】: 適正飼養の意識の醸成と不妊手術の周知 ・犬猫の飼い主の繁殖制限などの適正飼養意識を醸成し、不妊手術費に対する助成制度を周知することにより、申請に応じた助成が適切に行われ、犬猫の繁殖制限の推進が図られた。 ・コロナ禍において、市民が自宅で過ごす時間が増えたことなどを要因に、飼養する犬猫の頭数は増加傾向にあることから、不用意な繁殖の防止を徹底し、適切な助成を維持する必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針】: 助成制度の利用促進の推進 ・犬猫の繁殖制限の推進のために、引き続き、適正飼養の意識を高めるとともに、ホームページや広報紙等を活用して助成制度を周知し、適切に補助を実施する。 ・不用意な繁殖を防止するため、犬猫の飼い主に対して、実施時期など不妊手術の必要性、重要性を周知していく。</p>	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
飼えなくなった犬猫などの引き取り	Ⅲ-10	生活衛生環境の向上		犬猫の引取り数の削減	飼えなくなった犬、猫等及びその飼い主	飼えなくなった犬、猫等の引取り及び終生飼養の普及啓発	計画どおり	5,800	H11		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】: 適正飼養、終生飼養の普及啓発による引取り数の削減。 ・犬猫の飼い主への適切な飼養の普及啓発を実施したことにより、適正飼養、終生飼養がなされ、犬猫の引取り数の削減が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針】: 飼い主への適正飼養、終生飼養の啓発の推進 ・犬猫の引取り数の削減のために、引き続き、適正飼養、終生飼養の普及啓発を実施する。</p>	
水道施設に対する監視・指導	Ⅲ-10	生活衛生環境の向上		施設の衛生状況等の改善	専用水道、簡易専用水道、小規模水道、小規模貯水槽水道、飲用井戸の設置者	水道施設の衛生状態及び水道水質の確認及び指導の実施	計画どおり	96	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】: 監視・指導の定期的実施 ・水道施設の監視について、年度計画に基づき予定どおり実施し、その中で水質検査の頻度などの管理不備が判明した施設に対しては改善指導を行うなど、施設の衛生状況等の確保が図られた。 ・設置者による自主的な法定検査が必要な簡易専用水道については、受検率向上が課題となっている。</p> <p>【②今後の取組方針】: 飲料水の安全確保の推進 ・飲料水の安全確保を図るため、引き続き、水道施設の監視指導を定期的に実施する。 ・簡易専用水道の設置者による法定検査の受検率の向上に向けて、未受検施設に対して通知等により受検を促す。</p>	
生活衛生関係施設の監視・指導	Ⅲ-10	生活衛生環境の向上		施設の衛生状況等の改善	生活衛生関係施設(理美容、クリーニング、旅館、公衆浴場、興行場)の設置者	施設の衛生状態の確認及び指導の実施	計画どおり	346	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】: 監視・指導の定期的実施 ・生活衛生関係施設への監視と浴槽水のレジオネラ検査について、年度計画に基づき予定どおり実施し、その中でレジオネラや貯湯槽などの管理不備が判明した施設、レジオネラが検出された施設などに対しては改善指導を行うなど、施設の衛生状況等の確保が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針】: 衛生的な生活環境の確保の推進 ・市民の快適で衛生的な生活環境の確保を図るため、引き続き、営業施設の監視指導を定期的な実施する。</p>	
動物愛護推進事業	Ⅲ-10	生活衛生環境の向上		動物愛護の普及啓発及び収容動物の譲渡の推進	市民	リーフレット等の配布、各種講習会の実施及び譲渡動物情報の周知	計画どおり	78,232	H15		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】: 動物愛護の普及啓発と収容動物の譲渡促進 ・各種講習会やイベント、譲渡会のうち、3密(密閉・密集・密接)を避けて実施可能なものについては、講習会形式から個別相談形式に変更し、感染対策を講じた上で、動物愛護の普及啓発を図った。また、ミルクボランティア事業(獣医師会加入の協力動物病院で生まれてまもない子猫を譲渡可能な大きさまで育ててもらう取組)はふるさと納税による寄付金の活用により活性化し、譲渡事業の推進が図られた。 ・譲渡や動物愛護の普及啓発などを強化するため、既存の動物収容施設を改修するとともに、増築工事を実施し、動物愛護センターを整備した。 ・飼い主が自らの責任のもと、適切にペットと同行避難するなど発災時に対応できるよう、えさの備蓄や、他人と過ごす避難所生活を想定したしつけの実施など、日頃からの備えについて、啓発する必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針】: 関係者と連携した動物愛護の推進 ・動物愛護センターを活用して、パネル展示や各種講習会・譲渡会を実施することにより、動物愛護の普及啓発と譲渡事業を推進し、犬猫の殺処分ゼロを目指す。 ・SNSなどのICTを利用した広い情報発信により、収容動物の新しい飼い主探しや動物愛護の普及啓発を実施する。 ・ミルクボランティア事業については、ふるさと納税による寄付金を活用し、引き続き安定的な事業運営を図る。 ・同行避難など発災時に適切に対応できるよう、ペットのしつけや健康管理、備蓄品の確保などについて、市主催の総合防災訓練等のほか、広報紙への掲載、市有施設へのポスター掲示を活用して、普及啓発を実施する。</p>	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
栃木県動物愛護フェスティバル開催負担金	Ⅲ-10	生活衛生環境の向上		動物愛護の普及啓発の推進	市民	動物愛護フェスティバルの共催	計画どおり	400	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):動物愛護フェスティバルの実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、動物愛護フェスティバルが中止となったが、令和3年度は感染対策を講じながら開催し、動物愛護の普及啓発の推進が図られた。 <p>【②今後の取組方針:関係機関等と連携した効果的な啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度は、感染対策を十分に講じたうえで関係機関等と連携協力して動物愛護フェスティバルを開催し、親しみやすい手法などで効果的に動物愛護の普及啓発の推進を図る。なお、新型コロナウイルスの影響により開催が困難な場合は、ホームページへ当該フェスティバルで用いる動画や啓発資料を掲載するなど、効果的な方法で実施する。 	
負傷動物の収容	Ⅲ-10	生活衛生環境の向上		所有者等への返還、譲渡等による当該犬猫の生存の機会拡大	負傷または疾病にかかった動物(犬、猫等)	動物の収容及び応急処置	計画どおり	370	H11		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):負傷動物の収容と応急処置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共の場所で疾病にかかったり、負傷した犬猫等の動物の収容や応急措置をすることにより、所有者等への返還や譲渡等による当該犬猫の生存の機会の拡大が図られた。 <p>【②今後の取組方針:負傷動物の収容等の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有者等への返還、譲渡等による当該犬猫の生存の機会の拡大のために、引き続き、負傷または疾病にかかった動物を適切に収容し、必要に応じて応急処置を実施して、所有者等への返還や譲渡へ繋げていく。 	
霊園建設事業	Ⅲ-10	生活衛生環境の向上		市民の墓地需要に見合った安定的な墓地供給	墓地を必要としている市民	霊園の整備	計画どおり	90,481	H4		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):墓地の安定的な供給】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・墓地の需給状況に応じた整備を実施し、市民に墓地を安定的に供給した。 <p>【②今後の取組方針:市民ニーズ等に対応した墓地の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・墓地の供給実績や市民ニーズ等を踏まえ、計画的に整備していく。 	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
まちづくりセンターの運営	Ⅲ-11	協働によるまちづくりの推進		まちづくり活動の活性化	・市民 ・地域活動団体 ・非営利活動団体 ・企業 ・大学	まちづくり活動の支援	計画 どおり	29,100	H23		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):市民協働のまちづくり活動への参加促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民協働のまちづくりの拠点施設として、まちづくりに関する相談対応やボランティア等の人材育成支援などに取り組んだ結果、利用者を対象としたアンケート調査の結果から、高い水準の満足度を維持することができた。 ・地域活力の維持・向上を図るため、まちづくりセンターによる、地域団体等の運営や団体間の連携などを支援していく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:まちづくり活動団体の活性化支援】</p> <p>引き続き、まちづくり活動の活性化や活動主体間の連携・協力の促進に取り組むとともに、まちづくり活動応援事業を活用し、地域団体、NPO、企業等のまちづくり活動への参加促進を図っていく。</p>	
まちづくり活動応援事業	Ⅲ-11	協働によるまちづくりの推進	SDGs 好循環P 戦略事業	まちづくり活動に参加する「きっかけ作り」と活動継続の「励み」の創出	・市民 ・地域団体 ・NPO ・企業 等	・まちづくり活動情報の発信・入手 ・まちづくり活動への参加機会の創出	計画 どおり	14,151	R1	独自性 先駆的	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):まちづくり活動応援事業の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動団体、NPO、企業等を対象とした事業説明会の開催や、SNSなどを通じた事業PR動画の周知による事業の普及啓発のほか、地域行政機関職員で構成する「まち活応援隊」を新たに立ち上げ、地域団体への登録・活用支援等の働きかけを行った結果、活動者等の登録の増加や活動機会の創出を図ることができた。 ・更なる参加促進を図るため、引き続き、地域活動団体、NPO、企業等に対し、本事業の参加方法、仕組みなどについて周知する必要がある。 ・市内全域において、本事業が活用されるよう、参加者(団体・個人)の登録促進や相談支援の充実を図る必要がある。 <p>【②今後の取組方針:まちづくり活動応援事業の認知度向上及び活用支援】</p> <p>活動者の「励み」や実施団体の「活力向上」につながるよう、地域行政機関やまちづくりセンターと連携しながら、活動事例集や事業PR動画等を活用し、活動団体等に対する事業の理解促進や参加促進に向けた効果的な方策を検討し、実施していく。</p>	
市民活動助成事業助成金	Ⅲ-11	協働によるまちづくりの推進		市民活動団体の自立化及び活動の活性化	市民活動団体	公益的な非営利活動に対する財政支援	計画 どおり	2,130	H15		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):市民活動団体の活性化の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本助成金の募集期間の延長(1か月→2か月)及びスタート支援における助成額の上限変更(10万円→15万円)など、助成要件を見直した結果、14団体に対してまちづくり活動に要する費用の一部を助成し、交流をきっかけとした新たな事業の創出や、オンラインの活用による若い世代の活動参加の増加など、団体の活性化・自立化を図り、市民協働のまちづくりを推進することができた。 ・より多くの市民活動団体に助成事業が活用されるよう、市民活動団体への事業の周知を強化していく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:継続的な市民活動団体への活動支援】</p> <p>市民活動団体が、活動を継続し、自立できるよう、まちづくりセンターと連携しながら、事業の周知を行うとともに、団体の申請促進に努めていく。</p>	
市民憲章推進協議会補助金	Ⅲ-11	協働によるまちづくりの推進		市民憲章が目指す「明るく、楽しく、美しいまちづくり」の実現	市民憲章推進協議会	市民憲章の普及啓発と協議会への事業支援	計画 どおり	2,569	S55		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):市民憲章の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民憲章に掲げる「明るく、楽しく、美しいまちづくり」の実現に向け、新たに作成した懸垂幕や路線バスへのバスフロント幕の掲示、市内幼稚園等へのぬり絵の配布などにより、市民等への市民憲章の周知啓発を図ることができた。 ・市民憲章の普及啓発をより一層推進し、市民等の理解促進に努めていく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:市民憲章の普及啓発】</p> <p>市民憲章構成団体やボランティア、地域活動団体、企業などと連携を図りながら、引き続き、ホームページ、SNS、各種メディア等や、イベント等の機会を通じて市民憲章の普及啓発を図っていく。</p>	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
宇都宮市自治会連合会補助金	Ⅲ-11	地域主体のまちづくりの促進	戦略事業	自治会活性化の促進	・宇都宮市自治会連合会 ・地区連合自治会 ・単位自治会	・宇都宮市自治会連合会の運営支援 ・自治会加入促進・活性化への支援	計画どおり	60,013	R2		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：自治会活動の活性化の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宇都宮市自治会連合会の運営や、自治会加入促進等の活動に対する助成により、宇都宮市自治会連合会が自治会会員の優待制度「宮PASS」を導入し、多くの自治会会員に、自治会加入のメリットを感じてもらうことができた。 ・「魅力ある自治会づくり支援事業補助金」の交付により、「集合住宅への加入促進」や「ICTを活用した情報発信の強化」など、地域主体の自治会の課題解決に向けた取組が行われ、自治会の加入促進や自治会の魅力を高めることができたほか、「自治会活動・元気アップ研修会」が開催され、コロナ禍での活動や運営のあり方について、学びの機会となり、自治会長等の改革意識の醸成を図ることができた。 ・自治会加入促進や活動の活性化にあたっては、宇都宮市自治会連合会への支援を継続し、これまでの取組により得られた成果を全市に波及させていく必要がある。 <p>【②今後の取組方針：自治会活動の活性化支援の継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、宇都宮市自治会連合会の運営や活動への助成を継続するとともに、「魅力ある自治会づくり支援事業」により得られた成果を事例集としてとりまとめ、周知するほか、「自治会活動・元気アップ研修会」の開催回数を拡充する(1回→5回)ことにより、自治会への加入促進や活動の活性化を図っていく。 	拡大
上河内梵天祭り交付金	Ⅲ-11	地域主体のまちづくりの促進		<ul style="list-style-type: none"> ・地域が一体となったまちづくりの推進及び地域活性化の促進 ・地域文化の継承 	<ul style="list-style-type: none"> ・梵天祭り実行委員会 ・梵天祭り来訪者 	<ul style="list-style-type: none"> ・梵天祭りの地域主体の運営による地域交流人口の増及び地域活性化 ・賑わいづくりによる梵天祭りの魅力の創出 	感染症の影響による変更	0	H19		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：地域活性化及び地域文化の継承】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により、梵天祭りの一般公開が中止となり、交付金は活用しなかったものの、梵天祭りに関する展示や、梵天奉納団体有志による梵天制作・展示・奉納を行うなど、規模を縮小しながらも、地域活性化及び地域文化の継承を図るための活動を実施した。 ・2期連続で一般公開が中止となった梵天祭りについて、地域一体となった開催に向けた機運醸成及び感染状況に応じた開催手法を検討する必要がある。 <p>【②今後の取組方針：地域が一体となったまちづくりの推進及び地域文化の継承】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域一体で梵天祭りの継続した実施に向けた機運醸成を図るため、支援を行う。 ・感染対策を万全に期し開催できるよう、実行委員会へ適切・的確な情報を提供し、地域文化の継承を図る。 	
協働の地域づくり補助金	Ⅲ-11	地域主体のまちづくりの促進	戦略事業	<ul style="list-style-type: none"> ・特色ある地域づくり活動の促進 ・地域まちづくり計画の策定の促進 	地域まちづくり組織	地域まちづくり組織の活動への支援	計画どおり	69,384	H15		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：特色ある地域づくり活動の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各地域が抱えるそれぞれの課題やニーズに対し、地域の特性や地域の力を十分生かし、地域が主体的に取り組めるよう、補助制度の活用や事業実施のアドバイス、他地区の取組事例の紹介などの支援により、地域の特産品を活用した加工品の作成や、大学生を中心としたイベント企画・実施など、特色ある地域づくりの促進を図ることができた。 <p>【②今後の取組方針：地域主体のまちづくりへの継続支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特色ある地域づくり活動の促進については、各地域が抱えるそれぞれの課題やニーズに対し、地域特性を活かしながら行う、地域主体のまちづくりを全市に広げるため、地域みんなの夢実現事業の補助地区を拡充(3地区→6地区)するほか、地域行政機関と連携しながら、地域まちづくり計画策定の促進、計画の具現化に向けた補助制度の活用や事業実施のアドバイス、他地区の取組事例の紹介など、支援の充実を図っていく。 	拡大
コミュニティ助成事業補助金	Ⅲ-11	地域主体のまちづくりの促進		地域まちづくり組織等の活動拠点の機能充実	地域まちづくり組織	まちづくり活動に必要な設備・備品購入費や活動拠点の整備費を助成	計画どおり	2,500	S60		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：地域活動拠点の機能充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> (一財)自治総合センターの助成制度を活用し、住民交流を深める事業や、防災・環境活動に重点をおいたコミュニティ活動に必要な備品の購入を支援することにより、市民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図ることができた。 <p>【②今後の取組方針：地域活動拠点の機能充実に向けた継続支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定財源である(一財)自治総合センターの助成制度の財源確保に努め、地域活動拠点の機能充実に向けた支援を継続していく。 	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
自治会の活性化支援	Ⅲ-11	地域主体のまちづくりの促進	戦略事業	自治会活性化の促進	単位自治会	自治会活動表彰	計画 どおり	107	H18		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):自治会活動活性化の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍における地域活動再開の機運醸成や、新たな活動の担い手育成など、安全安心なまちづくりにつながる優良な活動を行った自治会を表彰するとともに、その活動内容をまとめた事例集の全自治会への配布や、市ホームページへの掲載など、広く周知することにより、自治会の活性化を促進することができた。 ・自治会活動の担い手確保や、参加者の高齢化・固定化などの地域が抱える課題解決や活動の活性化に向け、支援の充実を図っていく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:自治会活性化の継続】</p> <p>引き続き、自治会が課題解決や活動の活性化に主体的に取り組めるよう、地域行政機関による相談支援や優良活動事例の紹介などの支援を行っていく。</p>	
地域集会所等建設推進事業補助金	Ⅲ-11	地域主体のまちづくりの促進	戦略事業	自治会の活動場所や地域住民の居場所の整備促進、活動拠点の確保	単位自治会	地域集会所建設のための補助	計画 どおり	11,266	S53		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):自治会活動拠点の整備促進】</p> <p>地域集会所等の建設にかかる助成により、地域住民が活用しやすい居場所づくりのため、エアコンの設置やトイレの洋式化、AEDの設置など、自治会活動拠点の整備促進を図ることができた。</p> <p>【②今後の取組方針:自治会活動拠点整備の継続支援】</p> <p>引き続き、宇都宮市自治会連合会と連携しながら、制度の周知に努めるとともに、空き家再生支援事業等とも連携しながら、自治会活動拠点の確保や整備促進を図っていく。</p>	
地域まちづくり計画の策定支援	Ⅲ-11	地域主体のまちづくりの促進	戦略事業	地域まちづくり計画の策定の促進	地域まちづくり組織	地域まちづくり計画研修会へのアドバイザーの派遣	計画 どおり	0	H18		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):地域まちづくり計画の理解促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域まちづくり計画の策定から10年が経過する地区を対象として、計画改定に向けた手法等について意見交換を行い、計画改定に向けた意識醸成を図ることができた。 ・複雑・多様化する地域課題やニーズに対応し、地域特性を活かしたまちづくりを推進するため、未策定地区に対しては地域の将来の指針となる地域まちづくり計画の策定を促進するとともに、策定済地区に対しては計画の進行管理等を支援していく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:計画未策定地区への策定着手支援】</p> <p>地域まちづくり計画の未策定地区に対して、地域行政機関と連携しながら、地域学講座の開催や策定済地区の事例紹介等により、理解促進と意識醸成を図っていくとともに、策定済地区に対しては、地域まちづくり計画の進行管理等を支援していく。</p>	
地域コミュニティセンター等施設整備	Ⅲ-11	地域主体のまちづくりの促進	戦略事業	地域活動の活発化や利便性の向上	・市民 ・地域まちづくり組織 ・センター利用者・団体等	地域コミュニティセンター等施設整備	計画 どおり	54,519	H14		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):地域コミュニティセンター等施設整備】</p> <p>峰地域コミュニティセンターへのエレベーター設置工事の実施により、エレベーターの設置が必要な施設(全21施設)への整備が完了し、施設利用者の利便性向上を図ることができた。</p>	廃止 ・ 終了
集団広聴事業(まちづくり懇談会等)	Ⅲ-11	市民の市政への参画の促進		市民の市政への参画の促進	市民	地域まちづくり組織との共催による「まちづくり懇談会」や、気軽に市長と語りあう「市長とトーク」を実施	感染症の影響による 変更	80	H11		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):安全・安心に参加できる感染防止策等を講じた懇談会の開催、若い世代の積極的参加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「まちづくり懇談会」については、4年間で全39地区を巡回する1年目の年にあたり、前年度に整理した実施内容に基づき、懇談会を実施した。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により9回の開催のうち、6回は書面開催にて実施した。 ・集団広聴事業において、市民が安心・安全に参加できるよう新型コロナウイルス感染防止対策を徹底するとともに、感染状況を踏まえながら事業の実施の可否を検討していく必要がある。 ・また、積極的な参加の働きかけが困難の中、引き続き、若い世代の参加促進を図っていく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:感染防止対策の徹底、開催可否の適切な判断、若い世代の参加促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり懇談会においては、引き続き「宇都宮市地域活動ガイドライン」等を踏まえた感染防止策を講じて実施するとともに、感染拡大時の開催可否や実施方法については、栃木県が示す警戒度レベルや、地域の意向を踏まえながら検討していく。 ・若い世代の参加促進のため、育成会などの地域団体への呼びかけや、市ホームページ等による既存の周知方法に加え、SNSの活用や市内大学との連携した周知強化に取り組んでいく。 	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
市政情報コールセンター事業	Ⅲ-11	市民の市政への参画の促進		市民サービスの向上	市民	市政情報に関する定型的な問い合わせに対応するコールセンターを設置。対応マニュアルとなる「よくある質問(FAQ)」等により、問い合わせに回答	計画どおり	313	H23		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:市民に提供する情報の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「よくある質問(FAQ)」については、コールセンターオペレーターが電話応対時に使用するほか、市ホームページ上で公開し、市民も閲覧できることから、広報広聴主任者会議や全庁掲示板を活用し、FAQ作成課に適正管理を依頼した。 ・問い合わせ受付件数に対し、ワンストップ率は0.3%増加し、99.9%となっており、市民からの問い合わせにに対し、的確かつ迅速に対応した。 <p>【②今後の取組方針:FAQの適正管理と内容の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わかりやすく充実した市政情報を提供するため、引き続き、市政情報コールセンターの円滑な運営を図っていく。 ・FAQの適正管理のほか、新規事業で問い合わせが多く寄せられると想定されるものについては、FAQの新規作成等を検討するよう、統一的な対応を図っていく。 	
宮だより(ふれあい通信、市長へのメール、市長へのファクスなど)事業	Ⅲ-11	市民の市政への参画の促進		市民の市政への参画の促進	市民	ふれあい通信(手紙等)、市長へのFAX、市長への電子メールによる市民からの声を聴取	計画どおり	5	H11		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:迅速な対応・回答の実施、意見の公開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮だより受付件数は前年度より減少したものの、新型コロナウイルス感染症を中心に、多くの意見が寄せられており、これらに適切に対応することができた。 ・市民が主役のまちづくりを実現するため、寄せられた市政に対する意見等については、広報広聴主任者会議等を活用し、全庁的な協力を得ながら、迅速かつ丁寧に回答するとともに、多くの市民に市政を身近に感じてもらえるよう、施策に反映された意見等をホームページ上に公開している。 <p>【②今後の取組方針:迅速かつ丁寧な対応・回答に向けた新たな取組の実施、意見等の分析】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄せられた意見に対し、より迅速かつ丁寧に対応するために、情報共有の徹底など全庁的な取組みを実施するほか、意見数等をまとめた「市民の声」や、多くの市民に影響のある意見・要望やそれに対する市の回答等について、引き続き市ホームページで周知していく。 ・宮だよりで寄せられた意見等について、市民のニーズ・意見等を的確に捉えるため、意見の分析方法について検討していく。 	
パブリックコメント制度	Ⅲ-11	市民の市政への参画の促進		市民の市政への参画の促進	市民	計画等の最終的な意思決定前に計画等を公表し、郵送・FAX/電子メール・持参により意見等を考慮し計画等の意思決定を行うとともに、意見等の概要や市の考え方を公表する。	計画どおり	0	H14		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:市民への積極的な周知の実施</p> <p>市民主体のまちづくりの実現に向け、政策案等についてより多くの市民から意見をいただけるよう、「パブリックコメント制度実施要綱」等に基づき、市民への周知について全庁統一的な対応を図った。</p> <p>【②今後の取組方針:適正な市民周知の実施】</p> <p>今後とも、要綱等に基づき適正に市民への周知を行う。</p>	
市政世論調査事業	Ⅲ-11	市民の市政への参画の促進		市民の市政への参画の促進	宇都宮市に居住する満18歳以上80歳未満の市民(住民基本台帳から4,800人を無作為抽出)	政策の満足度・重要度や各課の課題について調査項目を作成し、郵送調査。集計・分析を行う。	計画どおり	3,100	S43		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:回収率約50%の維持</p> <p>回収率を向上し調査結果の信頼度を高めため、平成27年度から、郵送による回収と併せてインターネットによる回答を併用しており、おおむね50%の回収率を維持している。</p> <p>【②今後の取組方針:回収率の向上に向けた取組の実施】</p> <p>今後とも、郵送とインターネットによる回答を併用し、リマインダー(回答者へのお礼 兼 未回答者への催促通知)も活用しながら回収率の向上に努める。</p>	
無料法律相談事業	Ⅲ-11	市民の市政への参画の促進		市民の利便性の向上	近隣とのトラブルや家庭問題等を抱え、弁護士の助言を必要としている市民	月2回無料法律相談を実施	感染症の影響による変更	3,025	S42		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:市民の専門相談機会の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により、8月と9月に開催予定だった2回を中止した。 ・各回の定員に対し、相談の申込者数は概ね見合っていることから、市民ニーズに対して十分に対応している。 <p>【②今後の取組方針:関係機関と連携した相談事業の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナの状況下においても、市民の相談機会の場を提供できるよう、感染対策を徹底して相談会を実施するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による開催の可否にあたっては、引き続き、感染状況を踏まえながら判断していく。 ・今後とも、市民が問題解決の糸口を探る場となるよう、委託先の栃木県弁護士会と連携し、引き続き、現体制による弁護士相談会を開催する。 	

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
広報紙等の発行事業	Ⅲ-11	市民の市政への参画の促進		広報・広聴事業の充実	市民	広報紙を発行する。その他(点字広報、声の広報、暮らしの便利帳、航空写真)	計画どおり	104,750	S25		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:全市民に対する市政情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙は市民の8割が市政情報入手する重要な媒体であることから、市民等に情報が確実に届き、理解や共感を得られる「伝わる」紙面構成を意識し、多様な市民ニーズに対応した行政サービスの情報発信に努めている。 ・また、広報紙は新聞折込により市内各世帯に配布するとともに、新聞未購読世帯や視覚障がい者(点字版・音声版)に郵送しているほか、市ホームページにおいてはPDF版・音声版・テキストデータを掲載するなど、多様な手法により市政への理解・関心を高め、社会参加意識の醸成を図っている。 ・市政の重要課題について情報提供を行い、市民の意見や提案を募って施策・事業に反映させる政策特集を年4回実施した。特に、本市が目指すまちの姿であるスーパースマートシティの理解促進に向けて、関係部署と連携の元、シリーズ化した掲載を行った。 <p>【②今後の取組方針】:各種広報媒体を活用した「伝わる」広報の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民に必要な情報が確実に伝わり、理解される「戦略的な広報」を推進する中で、分かりやすく魅力ある広報紙にするため、読者の声を踏まえ、読者ファーストを意識した魅せる紙面構成や多様な市民ニーズに対応した情報の提供に努める。また、広報紙を入手していない世帯等に対する、各種広報媒体を活用した情報発信の更なる充実について検討していく。 ・政策特集については、広報広聴を同時に達成できる手法であることから、時節を捉えたテーマを選定するとともに、本市の施策・事業に対する市民の理解がより深まるような、市民目線での紙面構成等に取り組んでいく。 	
ホームページによる広報事業	Ⅲ-11	市民の市政への参画の促進		広報・広聴事業の充実	市民(ホームページ等が見られる環境にある市民)	ホームページ等情報発信	計画どおり	8,456	H9		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:使いやすく詳細な情報を即時に提供できるホームページの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページによる情報提供は、即時性・情報量の多さのほか、視覚障がい者への情報提供にも配慮した有効な手段であり、「全ての人に使いやすい」、「本市のイメージアップを醸成する」、「災害に強い」、「運用管理がしやすい」よう、効果的な広報事業に取り組んでいる。 ・新型コロナウイルス感染症に係る支援情報や発生状況等のお知らせのほか、ごみの排出抑制等の緊急・重要情報をトップページに掲載することにより、市民等に対する確実な市政情報の周知を図り、行動の変容を促す。 ・新型コロナウイルス感染症の発生状況については即時公開することにより、迅速・確実な情報提供に取り組んだ。 <p>【②今後の取組方針】:検索性や閲覧しやすさの向上に資する改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての市民等に情報が確実に届き、理解や共感を得られる「伝わる」広報の推進を図るため、市の情報発信の根幹となる市ホームページについては、令和6年6月の現行システム終了に伴う改修に合わせて、さらなる閲覧しやすさ等の向上を図っていく。 ・また、災害等の際は、市民に速やかかつ円滑に分かりやすく情報提供ができるよう、適宜、ホームページを災害版に切り替えるなど、適切な対応に努めていく。 	拡大
テレビ・ラジオ広報事業	Ⅲ-11	市民の市政への参画の促進		広報・広聴事業の充実	市民	テレビ(とちぎテレビ、ケーブルテレビ)、ラジオ(栃木放送、エフエム栃木、ミヤラジオ)により、市民が必要とする市政情報(行事、催し、生活情報)等を提供する	計画どおり	36,367	H10		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:テレビ・ラジオの特性を生かした広報の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ・ラジオを有効に活用し、映像や音声により情報を発信し、全ての市民が様々な広報媒体から手軽に情報入手できるよう、取り組んだ。 ・また、新たにテレビCM(食ベトク・買い物チケット、ごみ削減)やWEB広告(ワクチン促進)を活用し、市民・事業者に対する情報提供に取り組んだ。 <p>【②今後の取組方針】:テレビ・ラジオの特性を生かした情報提供の継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ・ラジオは視覚障がい者や聴覚障がい者へも情報提供が可能な媒体であることから、引き続き、それぞれの特性を生かした効果的な情報提供を行っていく。 ・「伝わる」広報の推進を図るため、市民の属性や情報の特性に応じ、市ホームページと連動したSNSやデジタルサイネージの活用など、各種広報媒体広報媒体の効果的な活用方策について検討していく。 	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
DV対策推進事業	Ⅲ-12	かけがえのない個人の尊重	戦略事業	DVの未然防止、相談・保護から自立に向けた被害者への支援	・市民、生徒、教育関係者等 ・DV被害者及び同伴家族	・DV・デートDV防止啓発講座の実施 ・中学生向けデートDV防止ハンドブックの配布 ・自立支援事業の実施	計画 どおり	1,377	H20		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:若年層からの意識啓発と被害者への相談・自立支援 ・新型コロナウイルス感染症の影響によりDV被害の潜在化が懸念される中、「つながりサポート女性支援事業」においても、併せて周知を行ったことで、相談窓口の認知度を向上させることができた。また、関係機関との連携・協力により、被害者が抱える個々の事案に応じた相談支援につなげることができた。</p> <p>・DV未然防止のためのデートDV出前講座については、ICTを活用した新たな実施手法を用い、コロナ禍においても、出前講座を実施し、若年層への意識啓発を図ることができた。</p> <p>・自立支援事業においては、DV被害者とその子に対して、民間団体との連携により、心身回復や就労準備に向けた各種講座や相談会などを実施することにより、心身回復や早期自立を促すことができた。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、DV被害の潜在化や女性の雇用状況の悪化が懸念されており、被害者に向けた更なる支援が必要である。</p> <p>【②今後の取組方針】:DV被害者に向けた取組の強化 ・コロナ禍におけるDV被害の潜在化に対しては、様々な機会を捉え、地域での気付きや相談窓口周知の強化など、関係機関・団体、民生委員や地域ボランティア等との連携を強化していく。</p> <p>・また、DVをはじめ困難を抱えた女性への支援については、「つながりサポート女性支援事業」において、NPO等との連携により支援の強化を図っていく。</p>	
宇都宮市つながりサポート女性支援事業	Ⅲ-12	かけがえのない個人の尊重		コロナ禍において不安を抱える女性への相談事業の強化	コロナ禍において不安を抱える女性	・生理用品の提供をきっかけとした相談 ・NPO等の知見や専門性を活かした相談支援	計画 どおり	15,595	R3	先駆的	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:不安を抱える女性への支援 ・コロナ禍において、不安や困難を抱える女性の孤立・潜在化が懸念されるため、相談窓口の更なる周知や、新たに生理用品の提供をきっかけとした相談支援を実施した。</p> <p>・スクールソーシャルワーカーや学校の養護教諭と連携し、女性相談窓口の案内を行うことにより、必要な支援につなげることができた。</p> <p>・NPO等の知見やネットワークを生かし、済生会宇都宮病院内に常設相談窓口を設置するとともに、地域の身近な場所で相談できるよう、イベント会場などに臨時相談窓口を設置するなど、支援強化に取り組むことができた。</p> <p>・コロナ禍において、不安や困難を抱える女性が孤立・潜在化することが懸念されるため、地域で活動するNPO等との連携を強化し、切れ目のない円滑な支援を行う体制を整備する必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針】:NPO等の知見を生かした相談支援の強化 ・NPO等との連携会議を設置し、NPO同士をつなげ、ネットワーク化を図るとともに、行政とNPO等が連携を強化し、それぞれの特性や役割に応じて必要な支援を行うことで、円滑で切れ目のない支援を行っていく。また、行政だけでは把握が難しい潜在化した課題を掘り起こし、新たな施策につなげていく。</p> <p>・民生委員児童委員協議会など地域で支援を行う団体に対し、女性相談の専門知識を学ぶ講座を実施し、地域における人材育成を図っていく。</p>	
宇都宮人権擁護委員協議会宇都宮部会活動補助金	Ⅲ-12	かけがえのない個人の尊重		人権擁護委員の活動の円滑化	宇都宮人権擁護委員協議会宇都宮部会	人権講話、人権よろず相談等部会の事業に要する経費の一部を補助	計画 どおり	320	S30		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:宇都宮部会の事業運営に対する支援 ・経費の補助や事務局として運営支援を行うことにより、小中学校における人権講話や、人権よろず相談、委員研修会の実施など、人権擁護委員の円滑な活動につなげることができた。</p> <p>・人権問題が多様化・複雑化しており、様々ないじめや偏見・差別を防止するため、人権擁護委員と意見交換を行いながら、引き続き、人権擁護委員が円滑に活動できるよう支援していく必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針】:円滑な事業運営への継続的な支援 小中学校における人権講話等の充実を図るため、宇都宮人権擁護委員協議会宇都宮部会において、人権擁護委員と意見交換を行いながら、LGBTやアンコンシャス・バイアス、ヤングケアラーなどをテーマとした委員研修会を開催するなど、引き続き、経費の補助や事務局として運営支援を行い、人権擁護委員の円滑な活動を支援していく。</p>	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
宇都宮人権擁護委員協議会負担金	Ⅲ-12	かけがえのない個人の尊重		宇都宮人権擁護委員協議会の活動の円滑化	宇都宮人権擁護委員協議会 (宇都宮市、鹿沼市、さくら市、那須烏山市、上三川町、高根沢町)	人権相談や研究会等の事業運営費の負担	計画どおり	1,006	—		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:宇都宮人権擁護委員協議会の事業運営に対する支援】 人権作文コンテストや絵画コンテストの実施、SOSミニレターの周知啓発といった、宇都宮人権擁護委員協議会事業に対して支援を行ったことにより、協議会の円滑な事業運営に寄与することができた。</p> <p>【②今後の取組方針】:円滑な事業運営への継続的な支援】 地域に密着した人権擁護委員の啓発活動を推進するため、宇都宮人権擁護委員協議会の取組に対して引き続き支援していく。</p>	
虐待・DV対策連携会議	Ⅲ-12	かけがえのない個人の尊重	戦略事業	関係機関等の連携による虐待・DV対策の推進	・司法・警察・保健医療等関係機関 ・地域団体 ・国、県	・関係機関等の相互の連携及び協力 ・課題や情報の共有 ・虐待等に関する一体的な周知啓発	計画どおり	39	H26		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:関係機関等との情報共有】 ・コロナ禍において、虐待やDV被害の深刻化・潜在化が懸念されているため、とちぎ性暴力被害者サポートセンター「とちエール」を新たに委員に加え、情報共有を行ったほか、関係機関における相談の状況や取組内容等について意見交換を行い、課題や情報の共有を図ることができた。 ・行政だけでは、支援が行き届かないことが懸念されるため、地域でのさらなる支援体制の強化が必要である。</p> <p>【②今後の取組方針】:未然防止に向けた関係機関等との連携強化及び啓発の推進】 虐待・DVの関係機関、関係団体等が一堂に会する会議において、つながりサポート女性支援事業と連携し、より一層の相互の連携や情報の共有を進め、適切な支援につなげていく。</p>	
女性相談事業	Ⅲ-12	かけがえのない個人の尊重		女性からの相談体制の充実	・市内在住もしくは勤務の、家庭内などの問題に悩む女性 ・女性相談員	・電話・面接相談実施 ・法律相談の実施 ・カウンセリングの実施 ・研修会等への参加	計画どおり	1,409	H18		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:相談員の資質向上と関係機関との連携】 ・これまでの女性相談事業に加え、「つながりサポート女性支援事業」を実施する中で、相談窓口の認知度を向上させることができた。また、関係機関との連携・協力により、相談者が抱える個々の事案に応じた相談支援につなげることができた。 ・相談員が相談に迅速かつ適切な対応ができるよう、各種研修会の参加や勉強会を行うことにより、相談員の資質の向上を図ることができた。 ・庁内児童虐待担当部門との意見交換や県警察官を講師とした庁内研修の実施により、庁内外の関係機関との連携の強化や業務への理解を深め、適切な相談支援につなげることができた。 ・新型コロナウイルス感染症が長期化する中、社会的立場の弱い女性が様々な問題に直面することが懸念されるため、更なる相談窓口の周知や相談体制の充実を図る必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針】:相談体制の更なる充実】 ・コロナ禍の影響による社会的立場の弱い女性からの相談の増加が懸念されることから、相談窓口について、関係機関と連携しながら周知していく。 ・相談員の資質の一層の向上と新たな問題への対応スキルを身に着けるため、日々の相談事業の共有や各種研修会への参加、勉強会を行うとともに、様々な困難を抱えた相談者を適切な支援につなげられるよう、「つながりサポート女性支援事業」においてNPO等との連携を図っていく。</p>	
平和啓発事業推進補助金	Ⅲ-12	かけがえのない個人の尊重		平和の尊さに対する意識の高揚	民間団体	平和啓発事業の経費の一部を補助	計画どおり	30	H21		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:平和啓発事業に対する支援】 市民の平和意識の高揚に資する事業への支援を実施することにより、広く市民に対し平和意識の醸成を図ることができた。</p> <p>【②今後の取組方針】:市民主体の取組支援】 引き続き、市民に広く平和意識の醸成を図るため、事業の周知を図りながら、市民主体の取組に対する支援を行っていく。</p>	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
平和親善大使広島派遣事業交付金	Ⅲ-12	かけがえのない個人の尊重		平和教育の推進	市内中学生	・市内の市立中学生を平和親善大使として広島市に派遣 ・(再掲)「平和語り継ぎ・語り部講演会」の様子をアップロードしたYouTubeを市立小中学校で活用	感染症の影響による変更	1,137	H12		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：新型コロナウイルス感染症の影響による代替事業の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により、広島市への派遣等を中止とした。 ・平和啓発動画を作成し、市公式YouTubeにおいて広く市民に対し配信するほか、夏休み期間に中学2年を対象に視聴してもらうことで、平和意識の醸成を図ることができた。 <p>【②今後の取組方針：平和意識醸成のための事業の実施】</p> <p>派遣については、広島市の受け入れ状況等を勘案し、広島派遣事業実行委員会や教育委員会と協議し、実施の可否について速やかに検討するとともに、広く平和意識の醸成を図るよう、引き続き、動画やDVDを市内の全小中学校で活用していく。</p>	
平和のつどい実行委員会交付金	Ⅲ-12	かけがえのない個人の尊重		平和の尊さに対する意識高揚	平和のつどい実行委員会	・平和のつどい ・平和啓発リーフレットを作成し、市内小学校等への配布 ・平和都市宣言ポスターを作成し、市有施設に配布 ・「平和語り継ぎ・語り部」功労者へ感謝状を贈呈 ・「平和語り継ぎ・語り部講演会」の様子をアップロードしたYouTubeを市立小中学校で活用	感染症の影響による変更	191	H12		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：新型コロナウイルス感染症の影響による代替事業の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により、「平和のつどい」等の開催を中止したが、平和啓発リーフレットや平和都市宣言ポスターを作成し、市内小学校や市有施設への配布を行い、小学生をはじめとする市民の平和意識の醸成を図ることができた。 ・また、より多くの小中学生に効果的な啓発を行うため、これまでに実施した「平和語り継ぎ・語り部講演会」の様子を撮影した動画をYouTubeにアップロードし、小中学校で活用することにより、宇都宮空襲被害の記憶の継承と平和意識の醸成を図ることができた。 ・戦後75年以上が経過し、戦争体験者の高齢化が進んでいることから、今後も戦争の記憶や平和の尊さを次世代に継承していけるよう、取り組んでいく必要がある。 <p>【②今後の取組方針：平和意識醸成のための事業の実施】</p> <p>コロナ禍においても対応できるよう、引き続き、オンラインの活用等による平和意識醸成事業に取り組むとともに、宇都宮空襲に係る資料や市内の戦跡、戦争体験者のコメント等を映像化した平和啓発動画を新たに作成するなど、平和のつどい実行委員会と連携し、市民一人ひとりの平和意識の醸成に取り組んでいく。</p>	
民間団体DV被害者支援事業補助金	Ⅲ-12	かけがえのない個人の尊重		DV被害者の安全確保と早期の自立支援	市内に主たる活動拠点を有し、DV被害者支援を行っている団体	民間団体が行うDV被害者支援事業(民間シェルター事業、ステップハウス事業、自助グループ事業)に対し、賃借料、光熱水費など対象経費の補助	計画どおり	800	H22		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：民間シェルターやステップハウス、自助グループ活動への支援】</p> <p>配偶者等の暴力から逃れてきたDV被害者及び同伴家族の安全を確保するとともに、危機的状況を脱したDV被害者が早期に生活再建・自立を図ることができるよう、民間シェルターやステップハウス、自助グループ事業への支援を行うことにより、コロナ禍において被害の深刻化の懸念されているDV被害者の安全確保や早期の自立を図ることができた。</p> <p>【②今後の取組方針：継続的な活動への支援】</p> <p>DV被害者とその同伴家族の安全確保や早期の生活再建・自立には、民間シェルターやステップハウス、自助グループ事業への補助は有効な手段であることから、今後も支援していく。</p>	
宇都宮市遺族会連合会補助金	Ⅲ-12	かけがえのない個人の尊重		戦没者遺族の福祉の増進及び平和啓発活動の推進	宇都宮市遺族会連合会	・宇都宮市遺族会連合会の活動に要する経費の一部を補助	計画どおり	125	H25		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：戦没者遺族の福祉の増進及び平和啓発活動の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの影響により、各地域における地区慰霊祭の開催回数は少なかったものの、実施した地域に対し、宇都宮市遺族会連合会の活動に要する経費の一部を補助することにより、戦没者遺族の福祉の増進及び平和啓発活動等の取組の推進に一定資することができた。 <p>【②今後の取組方針：補助の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦没者遺族の福祉の増進及び平和啓発活動の推進のために、引き続き、宇都宮市遺族会連合会の活動に要する経費の一部を補助していく。 	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
宇都宮市戦没者追悼式	Ⅲ-12	かけがえのない個人の尊重		式典を通じた戦争の悲惨さ、平和の尊さの伝承	市民(戦没者遺族・海外引揚死没者遺族・公務殉職者遺族・戦災殉職者遺族等)	・宇都宮市戦没者追悼式の実施	計画どおり	389	S48		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：宇都宮市戦没者追悼式の開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、参加者を縮小し、会場を屋外の宇都宮市慰霊塔で開催し、戦争で亡くなった方々に追悼の意を表するとともに、遺族をはじめとした市民に戦争の悲劇を繰り返すことがないよう平和への思いを新たにするとともに、啓発を図ることができた。 <p>【②今後の取組方針：事業の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の状況や遺族会の意向を踏まえながら、開催形態等については検討を行い、引き続き、戦争の悲劇を繰り返すことのないよう平和への思いを新たにするために、宇都宮市戦没者追悼式を実施する。 	
人権・平和啓発活動事業	Ⅲ-12	かけがえのない個人の尊重	戦略事業	人権・平和に対する意識高揚	・市民、市内小学生、市職員 ・平和首長会議	・市民向け啓発事業の実施 ・研修会等への参加促進及び参加費の負担 ・人権の花運動(市内小学校への花の苗等の配付) ・LGBTに関する理解促進 ・平和首長会議の事業運営費の負担	計画どおり	949	H16		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：意識向上や理解促進のための周知啓発の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人権週間におけるパネル展示等の啓発事業を人権擁護委員と連携して行うほか、新型コロナウイルス感染症の感染者や家族、また、ワクチン接種を受けていない方等に対する偏見や差別を防止するため、市ホームページや広報紙等において、差別的な対応を防止する呼びかけを行うとともに、人権団体と連携し、シトラスリボンを配布することにより、人権意識の向上を図ることができた。 多様な性に関する啓発講座や啓発カード等の配布などにより、LGBTなど多様な性への理解促進を図ることができた。 多様な性への社会的関心が高まる中、人権に対する意識啓発を図るため、新たな手法での周知啓発に取り組む必要があるとともに、性的マイノリティに対する更なる理解促進を行っていく必要がある。 <p>【②今後の取組方針：効果的な周知啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な性に関する差別や偏見のほか、あらゆる差別や偏見・いじめ等をなくし、市民の人権意識の向上を図るため、広報紙や動画等の活用のほか、人権擁護委員と連携し、児童・生徒や市民への周知啓発活動に取り組んでいく。 引き続き、関係機関と連携を図るとともに、LGBTに関する更なる理解促進を図るため、新たに企業に対する多様な性への理解促進講座の実施に取り組むとともに、県が導入を検討している「パートナーシップ宣誓制度」について、動向を注視し、本市の対応を検討していく。 	
宇都宮市女性団体連絡協議会補助金	Ⅲ-12	男女共同参画の推進		男女共同参画を推進する団体の育成・支援	宇都宮市女性団体連絡協議会	男女共同参画推進事業に要する経費の一部を補助	感染症の影響による変更	64	S62		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：適切な補助金の支出】</p> <p>宇都宮市女性団体連絡協議会補助金を交付しているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、市民向けの大規模集会的な研修会やイベントについては中止となったものの、今後の啓発事業等にオンラインを活用するため、内部研修でオンライン開催の手法を学ぶなど、今後の取組につなげるための活動を支援することができた。</p> <p>【②今後の取組方針：団体の事業実施の支援】</p> <p>男女共同参画社会実現のための啓発活動を推進するため、当該団体の取組に対して引き続き支援していく。</p>	
うつのみや市民会議補助金	Ⅲ-12	男女共同参画の推進		男女共同参画を推進する団体の育成・支援	男女共同参画社会の実現を目指すうつのみや市民会議	男女共同参画推進事業に要する経費の一部を補助	計画どおり	401	H9		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：適切な補助金の支出】</p> <p>うつのみや市民会議補助金の交付により、会員や市民向けの啓発講座など、コロナ禍においても実施可能な活動を行うことで、男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成に寄与することができた。</p> <p>【②今後の取組方針：団体の事業実施の支援】</p> <p>男女共同参画社会実現のための啓発活動を推進するため、当該団体の取組に対して引き続き支援していく。</p>	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
市民啓発事業	Ⅲ-12	男女共同参画の推進	戦略事業	市民の理解促進と家庭・学校・地域教育の推進	市民、児童生徒、教育関係者等	・市民啓発講座の開催 ・情報紙の発行 ・教育参考資料の配布	計画 どおり	312	H19		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):市民に向けた男女共同参画の啓発の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい生活様式を踏まえた参集式の講座のほか、オンラインでの講座に取り組み、社会的弱者となりがちな女性視点での「自立」など様々な分野の講座を実施することにより、市民の男女共同参画社会に向けた行動を促すことができた。 ・「コロナ禍における相談支援の輪」をテーマにした情報誌や教育参考資料を作成・配布したことにより、幅広い年齢層に対して啓発を図ることができた。 ・新型コロナウイルス感染症の影響によるライフスタイルの変化やアンコンシャス・バイアス解消などの社会情勢を踏まえ、新たな課題に対応した講座の実施や、広く様々な世代に応じた効果的な周知啓発に取り組む必要がある。 <p>【②今後の取組方針:社会情勢を踏まえた啓発の拡充】</p> <p>引き続き、男女共同参画に関する各種講座の実施や男女共同参画情報誌「ぽーとなーしゅぶ」による周知啓発に取り組むとともに、ライフスタイルの変化にあわせたオンラインを活用した起業講座を実施する。また、男女共同参画の進捗が十分でない要因の一つであるアンコンシャス・バイアスの解消に向けて、世代に応じた啓発に取り組むため、若い世代に対しては、男女共同参画推進センターのフェイスブック等のSNSを活用、高齢世代に対しては、生涯学習センター等と連携した周知啓発などに取り組んでいく。</p>	
女性活躍啓発事業	Ⅲ-12	男女共同参画の推進	SDGs 好循環P 戦略事業	大学生等の就業継続意識の醸成のほか、本市で就業することの魅力を知ってもらい、首都圏への転出防止や、本市への転入に繋げる	学生、事業者	インターンシップ事業の実施	計画 どおり	2,833	R1	先駆的	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):大学生等に対する就業継続意識の醸成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業前の大学生等が、仕事と子育てを両立させるライフスタイルを体験する「インターンシップ」等の実施については、首都圏等の学生も参加できるよう、完全オンライン型で実施し、学生に両立の様子を知ってもらうことにより、就業継続意識の醸成を図ることができた。 ・日程の都合等により講座やインターンシップに申込みできない学生に対してもフォローできるように、事業の仕組みを構築する必要がある。 ・本市の若年女性が首都圏へ転出超過の状況であることを踏まえ、引き続き、首都圏への転出防止や、本市への転入に繋げられるよう事業を展開していく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:より多くの学生の参加に繋がる周知や就業意識の醸成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接参加できない学生に対してもインターンシップの様子がわかるようオンデマンド配信し、より多くの学生の意識醸成につなげる。 ・より多くの首都圏在住の本市出身大学生等に事業に参加してもらえよう、プログラムの見直しや、新たに本県出身の若年層への情報発信サイトなどを活用し、積極的な事業の周知に取り組んでいく。 	
ワーク・ライフ・バランス推進事業	Ⅲ-12	男女共同参画の推進	好循環P	仕事と生活の調和を図るための職場・家庭の環境づくりの促進	・市民 ・事業者等	・栃木労働局と共催による「行動計画策定に係る説明会」「行動計画策定に係る個別相談会」の実施 ・説明会等において一般事業主行動計画策定促進リーフレットの活用 ・社会保険労務士出前説明会・出前相談の実施 ・企業向けガイドブックの周知 ・事業者表彰の実施 ・市民向け啓発事業の実施	計画 どおり	428	H19		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):事業者、市民への啓発事業の実施と取組支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業に対し、栃木労働局と共催で一般事業主行動計画策定に係る説明会や個別相談会を実施したほか、社会保険労務士による出前相談を実施することにより、計画策定の支援を行うことができた。 ・例年より多い6企業が事業者表彰「きらり大賞」を受賞し、好事例の発信を行ったことや、企業向けガイドブックを、県や商工会議所のメールマガジン等で発信したことにより、働きやすい職場づくりの促進を図ることができた。 ・また、市民向け講座については、新型コロナウイルス感染症の影響にかかわらず実施できるよう、参集式とオンライン式を用いて、男性の家庭参画や、女性リーダー育成に関する講座を実施したほか、今後オンラインの講座に参加できるよう、初心者向けの「Zoom活用講座」を実施するなど、コロナ禍においても、着実に推進すべき講座を行い、効果的な啓発を行うことができた。 ・女性活躍推進法や育児介護休業法などの法改正に伴い、令和4年度から一般事業主行動計画策定義務の対象企業の拡大や、男性の育児休業取得促進に向けた取組が拡充されたことから、それらの内容等について、企業や市民向けの周知啓発を行うなど、仕事と生活の両立の図れる働きやすい職場環境づくりに向けた支援に取り組む必要がある。 <p>【②今後の取組方針:事業者、市民に対する効果的な啓発事業の実施】</p> <p>一般事業主行動計画の策定が努力義務となっている従業員100人以下の企業に対し、社会保険労務士による計画策定の説明会を実施していく。また、男性の育児休業取得率の向上を図るため、中小企業に向けた好事例などを商工会議所のメールマガジンを活用して発信するとともに、企業や男性従業員向け啓発講座等に取り組んでいく。</p>	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
ICTを活用した生活支援事業	Ⅲ-12	多文化共生の推進		ICTを活用した外国人 住民への情報・コミュ ニケーション支援	外国人住民	窓口への音声翻訳タブ レット配置によるコミュ ニケーション支援とSNSによる 情報発信	計画 どおり	1,013	R1		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:窓口での外国人住民とのコミュニケーションの円滑化 ・職員向けタブレット(翻訳アプリ)操作研修を行うとともに利用課の状況を把握しながら適切な配置に努めたことで、本市窓口業務等での外国人とのスムーズなコミュニケーションが促進された。 ・Facebookページ「Living Information in Utsunomiya」では、年間を通して、ごみの捨て方や納税方法などの定期情報に加え、新型コロナウイルス感染症の予防喚起やワクチン接種情報、災害情報などの臨時、緊急情報も発信することができた。</p> <p>【②今後の取組方針】:通訳支援タブレットと情報発信の効果的な運用 ・今後も、外国人住民が多く訪れる窓口や細かい確認等が求められる窓口での、外国人住民との円滑なコミュニケーションが図れるよう、通訳支援タブレットの効果的な運用に取り組む。 ・また、庁内各課との連携により、Facebookページの効果的な運用に取り組んでいく。</p>	
やさしい日本語普及啓発事業	Ⅲ-12	多文化共生の推進		職員、市民などへの 「やさしい日本語」 の普及	市職員・市民	職員向け研修の実施、 「外国人への情報提供ガイ ドライン」の周知	計画 どおり	18	H25		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:コロナ禍での「やさしい日本語」普及啓発の実施 ・職員向けの研修実施とともに、研修と運動した庁内啓発紙を発行したことで、職員へ「やさしい日本語」の普及啓発をすることができた。 ・また、外国文化を紹介する国際理解講座において「やさしい日本語」の啓発を実施し、市民への普及が進んだ。 ・外国人の転入者増加が見込まれる中、職員や市民へ「やさしい日本語」の一層の普及啓発が必要である。</p> <p>【②今後の取組方針】:職員・市民への継続的な普及啓発 今後も、職員向けの研修や地域での国際理解講座などに加えて、企業へアプローチするなど、幅広い市民への「やさしい日本語」の普及啓発に取り組む。</p>	
外国人転入者支援事業	Ⅲ-12	多文化共生の推進		わかりやすい生活情 報の提供	外国人住民	転入した外国人住民への 多言語による生活情報な どの提供	計画 どおり	373	H23		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:スマホに対応した生活のスタートアップ支援 転入者バックの配布に加えて、スマホ利用者が多い外国人に適した、QRコード読み取りによる情報取得を誘導する生活案内チラシ「Life In Utsunomiya」を作成し、外国人転入者に配布するとともに、在住外国人全世帯にも配布(7,500部)し、コロナ禍で外国人住民を取り巻く環境が変化している状況の中、生活情報や緊急情報を着実に提供することができた。</p> <p>【②今後の取組方針】:発信する情報の更新と提供方法の工夫 今後も、外国人転入者に対して新たな施策や緊急情報を着実に提供できるよう、情報内容の更新や表現方法とともに、スマホなど外国人が利用しやすい媒体での情報提供など手法にも工夫をしていく。</p>	
姉妹・文化友好都市との交流事業	Ⅲ-12	多文化共生の推進		国際化や市民の国際 感覚の醸成	市民	姉妹・文化友好都市との 相互交流	感染症 の影響 による 変更	762	S62		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:コロナ禍での事業実施 ・新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、青少年などの派遣や受入が困難な中、インターネットを活用した交流事業を実施するなど、相互交流を継続することができた。 ・オークランド市との提携40周年記念事業についても、記念動画の作成や宇都宮市国際交流協会と連携しパネル展を実施するとともに、姉妹・文化交流都市との交流について市民に周知することができた。</p> <p>【②今後の取組方針】:コロナ禍における交流事業の検討 今後も、各都市の新型コロナウイルス感染拡大の状況を注視しながら、相手都市や関係団体との連絡・調整により事業の可否を判断するとともに、インターネットの活用などコロナ禍でも実施可能な取組を検討する。</p>	
市民交流活動推進補助金	Ⅲ-12	多文化共生の推進		民間団体の国際交流 活動の支援	民間団体	姉妹・文化友好都市との 交流事業、外国人住民の 自立化支援、国際理解、 国際協力に関する事業を 実施する民間団体への 補助	感染症 の影響 による 変更	0	H13		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:コロナ禍における民間団体活動の支援 ・コロナ禍で民間団体による活動が停滞したことから、補助事業の申請がなかった。(R2:1件→R3:0件) ・コロナ禍により、web開催など新たな手法でイベントなどが開催されていることから、それらの手法での活用について本補助制度の周知が必要である。</p> <p>【②今後の取組方針】:補助制度の活用促進 今後は、web開催など様々な手法での本補助制度活用も含めて、関係団体などに周知することで、活用促進を図っていく。</p>	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
多文化共生ソーシャルコーディネーター事業	Ⅲ-12	多文化共生の推進		多様化する相談案件への対応	外国人住民	外国人住民からの複雑な相談に対応する多文化共生ソーシャルコーディネーターの派遣とスキルアップ	計画どおり	136	H21		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:多文化共生ソーシャルコーディネーターの派遣とスキルアップ支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生ソーシャルコーディネーターの派遣を実施し、外国人住民からの複雑な相談事案に対し、フォローアップ(個別支援)することができた。(R2:1件⇒R3:3件) ・また、相談者ニーズの高い、離婚や子育て、コロナ禍での在留資格などについての研修会を実施し、コーディネーターのスキルアップを図ることができた。 <p>【②今後の取組方針】:ニーズと社会情勢を捉えたスキルアップ</p> <p>今後も、外国人住民の定住化やコロナの影響による複雑困難化する相談事案に対応できるよう、相談者からのニーズと社会情勢の変化を捉えた研修会の実施によるコーディネーターのスキルアップと、関係機関と連携したフォローアップ(個別支援)に取り組む。</p>	
多文化共生の地域づくり事業	Ⅲ-12	多文化共生の推進	戦略事業	外国人・日本人住民との相互理解と交流機会の創出	市民	国際理解講座、多文化共生フォーラム、留学生の地域行事への参加	感染症の影響による変更	24	H21		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:コロナ禍における相互理解・交流機会創出の取組の実施</p> <p>コロナ禍の影響により、地域行事やフォーラムは中止となったが、国際理解講座については開催時期の変更など臨機応変に対応し開催することで、外国人と日本人との相互理解や交流機会を創出することができた。</p> <p>【②今後の取組方針】:コロナ禍に対応した交流機会の実施</p> <p>今後も、地域における外国人・日本人住民の相互理解の促進と交流機会を創出するため、国際理解講座などの取組を継続的に実施していく。</p>	
日本語講師養成事業	Ⅲ-12	多文化共生の推進		外国人住民の日本語習得の支援	市民	外国人住民に日本語を教えるボランティアの養成	計画どおり	891	H19		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:継続的な講座の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍に対応しながらボランティアを養成するため、開催期間を短縮して講座を開催した。(R2:受講者30人、修了者26人⇒R3:受講者20人、修了者15人) ・また、修了者に対して、日本語教室を行う宇都宮市国際交流協会を含めた民間団体の活動を紹介し、外国住民の日本語学習の支援に繋げることができた。 <p>【②今後の取組方針】:講座の継続と講座内容の充実</p> <p>今後も、外国人住民や外国人児童生徒の日本語習得を支える人材を育成できるよう、講座の継続はもとより、講座内容の充実に取り組んでいく。</p>	